

# 第3章 実施計画

(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画)

(児童福祉法に基づく障害児福祉計画)



## 第1節 実施計画の法的位置付け等(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

### 1 計画の法的位置付け

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、本市では「第2期室蘭市障がい者支援計画(平成27年度～平成32(令和2)年度)」の実施計画として位置づけ「第5期障害福祉計画(平成30年度～平成32(令和2)年度)」として推進してきましたが、計画期間が終了したことから、改めて今後の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標等を定めるため「第6期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)」を策定します。

なお、本計画は、障害児通所支援等の障がい児に関する計画も含めて策定することから、児童福祉法に基づく「第2期障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)」としても位置付け、両計画をあわせ「第3期室蘭市障がい者支援計画」の実施計画(第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画、以下これらを「第6期等」という。)として推進していきます。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

「第6期等」における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況については、定期的に調査、分析、評価を行い、その結果に基づいて、計画の達成に必要な施策を講じるよう努めるものとします。

### 3 計画の期間及び見直し時期等

「第6期等」の計画期間は、国の基本指針に即して、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、法制度や基本方針などの変更、または、計画の定期的な評価等の結果、必要があると判断される場合は、計画期間中であっても、必要な見直しを行うものとします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第3期 室蘭市障がい者 支援計画	基本計画(障害者基本法に基づく障害者計画)					
	実施計画(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画)					
	<第6期計画>			<第7期計画>		
	実施計画(児童福祉法に基づく障害児福祉計画)					
	<第2期計画>			<第3期計画>		

### 4 関係機関との連携

「第6期等」における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の確保のため、各障害者団体、障害福祉サービス提供事業者、保健・医療・教育・雇用機関等から構成される地域自立支援協議会や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとの連携強化に努めます。

## 第2節 令和5年度の数値目標等の設定について

### 用語の説明

<b>福祉施設入所者の地域生活への移行</b>	
入所施設	施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事などの介護支援を行う施設です。 (重度の障がいがある人が利用します。)
地域生活への移行	障害者支援施設などに入所している人が、グループホーム、一般住宅などを利用して暮らしたいと望む地域で生活することです。
<b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>	
地域包括ケアシステム	障がい者や高齢者、子どもを含む地域のすべての住民のかかわりによって、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。
<b>地域生活支援拠点等が有する機能の充実</b>	
地域生活支援拠点等	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの地域生活支援の機能をさらに強化するために、市町村内または圏域内にそれらの機能を集約し、グループホームなどに付加した拠点のこと。 または、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のことです。
<b>福祉施設から一般就労への移行等</b>	
福祉施設	主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のことです。
一般就労	一般の事業所（企業や官公庁など）で働くことです。
<b>障害児支援の提供体制の整備等</b>	
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態のことです。
児童発達支援	就学前の障がい児に対して日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適應など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供するサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育と併せた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供するサービスです。
<b>相談支援体制の充実・強化等</b>	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う機関です。
<b>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</b>	
障害者総合支援給付審査支払システム	給付費の支払及び審査をより効果的・効率的に実施できるよう、国民健康保険団体連合会に障害福祉サービス等の給付費の支払及び審査について委託し、ネットワーク回線を利用して一連の手続きを行うシステムです。

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

現在、施設に入所している人で、地域での生活を希望する人や受け入れ体制を整備することにより、地域での生活が可能となる人等、令和5年度末の施設入所者の「地域移行者数」と「減少数」の目標値を設定します。

本市の令和元年度末時点の福祉施設入所者数は162人となっており、令和3年度から令和5年度までの数値目標については、令和元年度末時点の入所者数162人から10人が地域生活への移行をすることを旨とし、福祉施設入所者数の減少見込みは20人とします。

### (1) 目標値

福祉施設入所者の地域生活への移行	
令和元年度末時点の福祉施設入所者数（A）	162人
令和5年度末時点の福祉施設入所者数（B）	142人
地域生活移行者数	10人（6.0%）
福祉施設入所者の減少見込み（A－B）	20人（12.3%）

（注）福祉施設利用者の減少見込数は、地域生活移行者に新規入所や地域生活移行以外の退所等の増減を加味した数値です。

### (2) 目標の推進

地域移行先となるグループホームの充実や、居宅生活を支援する訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、地域の障がい者理解の促進に努めます。

#### <国の基本指針>

- 令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築の推進を目指します。

### (1) 目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の積極的な活用

### (2) 目標の推進

本市においては、令和元年度より精神障害に関する専門的知見を有する『室蘭市相談支援センターらん』を基幹相談支援センターとして設置、また、地域自立支援協議会においても、精神障がい者の地域移行等の各種課題に対応すべく、精神障害に関連する専門部会である精神部会を立ち上げました。

この精神部会を、保健、医療及び福祉関係者による協議の場と位置づけ、事例検討や意見交換を通して重層的な支援体制の構築を推進し、精神病床からの地域移行につなげていきます。

協議の場となる精神部会は年2回以上の開催を目指し、また関係者の参加については、保健、医療、福祉、介護だけでなく、当事者及び家族等の出席を可能として、関係者ごとに1名以上の出席を基本とします。

また、協議の場における目標設定及び評価については、年度ごとにそれぞれ1回実施することを目標とします。

#### <国の基本指針>

- 令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内における生活日数を316日以上を基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。
- 令和5年度における精神病床の入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上を基本とする。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」への必要な支援や、福祉施設・精神科病院等から地域生活への移行等を見据え、障がい者や家族が地域で安心して生活するための切れ目のない支援を行うために、地域生活支援拠点等が有する、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の機能についてさらに充実を図っていきます。

#### (1) 目標値

##### 地域生活支援拠点等の確保及び機能の充実

地域生活支援拠点等の確保及びその機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討

#### (2) 目標の推進

本市では、2か所ある基幹相談支援センターを中心に令和元年度より地域生活支援拠点等の整備を行っています。

この体制維持を図るとともに、「親亡き後」を見据えたグループホーム整備等のハード施策の継続した実施に努めていくほか、専門的な人材の育成・確保や、相談支援事業所等との連携によって地域移行・定着支援体制の強化を図る等のソフト施策についても、今後の支援に対するニーズを捉えながら展開し、拠点機能の確保を行っています。

さらに拠点機能の充実のため、地域自立支援協議会の専門部会である「生活部会」を活用し、拠点機能の運用状況を検証し、今後の課題等について検討する場を年1回以上設けることとします。

また、近隣市町の社会資源把握やコーディネート機能も重要であることから、西胆振圏域内の地域生活支援拠点等と連携も強化していきます。

##### <国の基本指針>

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人が、地域で自立した生活を行うためには、生活基盤の安定を図る必要があることから、福祉施設から一般就労への移行を進めるため、一般就労に移行する者の目標値を就労サービスごとに設定するとともに、一般就労後の定着も重要であることから「就労定着支援事業の利用者数及び事業者ごとの就労定着率」の目標値を設定し、職場への就労定着も進めていきます。

本市における令和元年度中に福祉施設から一般就労への移行者数は13人となっていることから、令和5年度中の目標値は1.27倍（17人）とします。

また、就労サービスごとの目標値は、就労継続支援A型事業における一般就労への移行者は令和元年度実績1人の1.26倍（1人）、就労継続支援B型事業における一般就労への移行者は令和元年度実績12人の1.23倍（15人）とします。

就労移行支援事業について令和元年度実績がありませんでしたが、令和2年度実績見込2人の1.30倍である3人を目標とします。

就労定着支援事業について、一般就労移行者のうち70%以上の利用を目標とし、利用人数を12人とするとともに、就労定着率が80%以上となる事業所が70%以上となるようにします。

### (1) 目標値

福祉施設から一般就労への移行	
令和5年度の一般就労移行者数	17人
令和5年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数	3人
令和5年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数	1人
令和5年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数	15人
令和5年度の就労定着支援事業利用者	12人
就労定着支援事業所のうち就労定着率が80%以上の事業所	1か所

(注) ここで言う福祉施設とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 を提供する施設です。

### (2) 目標の推進

障がいのある人の特性や適合した業種探しが重要であるとともに、雇用する企業の掘り起しや理解も必要となってくることから、就労支援事業所や相談支援事業所との連携により、利用者の意向を踏まえた就労相談等の支援を行うとともに、地元企業等に対する障害への理解や雇用に関する制度周知等を通じて障がい者の雇用の促進を図っていきます。

#### <国の基本指針>

- 令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の目標値について、令和元年度移行実績の1.27倍以上を基本とする（就労移行支援事業は令和元年度移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業は令和元年度移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業は令和元年度移行実績の1.23倍以上）。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを基本とする。



## 5 障害児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対する支援については、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要となります。

### (1) 目標

障害児支援の提供体制の整備等
令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の場の設置及びコーディネーターの配置

### (2) 目標の推進

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、国が進めている共生型サービス等の活用による整備の推進等の結果、一部実現している事業所はありますが、今後とも関係事業者と連携しながらサービスの確保を検討していきます。

医療的ケア児支援については、市内事業者や圏域内の他市町等とも連携し、限られた社会資源の中で支援体制を維持するとともに、地域療育ネットワーク会議や地域自立支援協議会の専門部会である子ども部会等の既存の機能を活用しながら、医療的ケア児支援のための協議を進めます。

なお、本市では、国の基本指針で目標としている「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置」と「保育所等訪問支援を利用できる体制を全市町村で構築」を既に達成しています。

#### <国の基本指針>

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。  
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。  
また、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保する。  
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。  
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

本市では、地域の相談支援体制強化のため、個別事例における専門的な指導や助言やサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援を行っていきます。

### (1) 目標

相談支援体制の充実・強化等
総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化

### (2) 目標の推進

総合的・専門的な相談支援を実施するため、基幹相談支援センターの機能を有効に活用していきます。

また、地域自立支援協議会の専門部会である相談部会を相談支援体制強化の場とし、事例検討を通じて地域の相談支援事業者に対して年2回指導・助言を行うことを目標とします。

人材育成に係る研修を年1回は実施することを目指し、地域の総合支援体制の強化を図ります。

#### <国の基本指針>

- 令和5年度末までに、各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

障害福祉サービスが多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の基本理念を念頭にその目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

本市は、障害者総合支援法の具体的内容を正しく理解するための取組を行い、適切なサービス提供が行われているのか検証を行っていきます。

また、障害者総合支援給付審査支払等システムを活用し、請求の過誤の減少に努め、審査結果を活用して障害福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

### (1) 目標

障害福祉サービスの質を向上させるための取組
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
障害者総合支援給付審査支払等システム審査結果の共有

### (2) 目標の推進

北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員を参加させ、スキルアップを図ります。

また、障害者総合支援給付審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有していきます。

#### <国の基本指針>

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 第3節 障害福祉サービス等の実施について

### 用語の説明

#### ○ 障害福祉サービスについて

日中活動系サービス（施設などを利用し、主に昼間に提供されるサービス）	
療 養 介 護	医療を必要とし常時介護が必要な人に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生 活 介 護	常に介護が必要な人に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などのリハビリテーションや生活に関する相談、助言などを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に、入浴や排せつ、食事などに関する生活全般にわたる訓練や生活に関する相談、助言などを行います。
就 労 移 行 支 援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（A型）	一般企業で雇用されることが困難な人に、雇用契約を結び、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業で雇用されることが困難で、雇用契約を結ぶことも困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、就労に伴う生活面の課題について、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
短 期 入 所 <ショートステイ>	居宅において介護する人が病気の場合などに、施設で短期間、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
居住系サービス（施設などにおいて、主に夜間や休日に提供されるサービス）	
共 同 生 活 援 助 <グループホーム>	地域で共同生活を行う住居において、利用者の相談支援やニーズに応じた入浴・食事など、日常生活上の援助・介護を行います。
自立訓練（宿泊型）	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などを行います。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事などの介護支援を行います。（障がい程度が重い人が利用します。）
自 立 生 活 援 助	施設入所支援や共同生活援助の利用していた人が、一般住宅へ移行した場合等に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
訪問系サービス（主に自宅において提供されるサービス）	
居 宅 介 護	居宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重 度 訪 問 介 護	重度肢体不自由者などの常時介護が必要な人に、居宅における入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
行 動 援 護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護が必要な人に、外出時における移動中の介護などを行います。
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に行います。
同 行 援 護	視覚障害により、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、必要な情報を提供するなど、移動の援護を行います。

相談支援（障害福祉サービス等利用計画作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス）	
計画相談支援	利用者と面接などによるアセスメントを行い、利用者の状況に合わせたサービス等利用計画案を作成して、介護給付費等を支給決定します。 また、支給決定時のサービス利用計画や支給決定後のモニタリング等を併せて行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院などされている人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

○ 障害児通所支援等について

障害児通所支援（障がい児を対象に主に昼間に提供されるサービス）	
児童発達支援	障がい児の日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育と併せた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供します。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を利用するために外出することが困難な重度の障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導等を提供します。
障害児相談支援等（障害児支援利用計画の作成など）	
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児支援コーディネーター	医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑にうけることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の調整を行う人材のことです。

○ 地域生活支援事業について

地域生活支援事業（地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の創意工夫により実施する事業）	
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が地域で社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民への障がい者の理解を深めるための研修・啓発等を通じ、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	<p>【障害者相談支援事業】</p> 障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用などの支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整や障がいのある人の権利擁護のために必要な支援などを行います。
	<p>【基幹相談支援センター】</p> 地域における相談支援体制の強化のため、各関係機関との連携調整などの中核的存在としての役割を担います。
	<p>【相談支援機能強化事業】</p> 相談支援に特に必要な能力を有する専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に、申し立てに要する経費や後見人の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある場合に、障がいのある人との意思疎通を支援する手話通訳者・要約筆記者等の派遣の実施及び手話通訳者設置事業を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等を給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な技術の習得者を養成し、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じて、障がいのある人が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供を受け、社会参加の促進などを行う事業です。
日常生活支援	<p>【訪問入浴サービス事業】</p> 地域での身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持など、福祉の増進を図ります。
	<p>【生活訓練等事業】</p> 障がいのある人に日常生活上必要となるさまざまな訓練や指導を行います。
	<p>【日中一時支援事業】</p> 障がいのある人の日中活動の場の提供、見守り等の支援を行います。
社会参加支援	<p>【点字・声の広報等発行事業】</p> 文字による情報入手が困難な障がいのある人に、点訳や音訳などの方法により、広報紙や視覚障害にかかわる情報の提供、地域生活を行う上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。
	<p>【奉仕員養成事業】</p> 点訳や要約などに必要な技術等を習得した奉仕員の養成研修を行います。

## 1 日中活動系サービス

## &lt;各サービスの見込量&gt;

サービス種別	単位	R3	R4	R5
療 養 介 護	人/月	15	15	15
生 活 介 護	人/月 (人日/月)	281 (5,789)	281 (5,789)	281 (5,789)
自立訓練（機能訓練）		0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)
自立訓練（生活訓練）		6 ( 92)	6 ( 92)	2 ( 31)
就 労 移 行 支 援		4 ( 472)	3 ( 354)	3 ( 354)
就労継続支援（A型）		21 ( 404)	21 ( 404)	21 ( 404)
就労継続支援（B型）		356 (6,408)	359 (6,462)	365 (6,570)
就 労 定 着 支 援		人/月	3	8
短 期 入 所 < ショートステイ >	人/月 (人日/月)	10 ( 48)	10 ( 48)	10 ( 48)

## &lt;見込量確保のための方策&gt;

就労継続支援（B型）については、利用者の増が続いており、第5期障害福祉計画の期間中から新たなサービス提供事業者の参入や定員が拡充されているところです。

今後も事業者との連携を密にしながら、利用者への情報提供に努めます。

就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障がいのある人に一般就労へ向けた訓練の機会や必要な相談援助等を提供するサービスについては、「第2節 令和5年度の数値目標等の設定について」の「4 福祉施設から一般就労への移行等」を踏まえて見込量を設定しています。

短期入所（ショートステイ）は、「第2節 令和5年度の数値目標等の設定について」の「3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」でもあるように、保護者等の医療機関への入院等の高齢化を要因とした利用ニーズや、医療的ケアを必要とする人への対応のため、圏域内での事業所情報の共有や受け入れ体制の強化に努めます。

## 2 居住系サービス

### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R3	R4	R5
共同生活援助 <グループホーム>	人/月	207	209	216
グループホーム 市内整備見込量	定員数(人)	99	99	104
自立訓練(宿泊型)		7	6	2
施設入所支援	人/月	153	147	142
自立生活援助		0	2	2

### <見込量確保のための方策>

共同生活援助(グループホーム)及びグループホーム市内整備見込量は「第2節 令和5年度の数値目標等の設定について」の「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」、「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」及びアンケート調査の結果を踏まえて見込量を設定しており、事業者と連携した受け入れ体制の強化や生活環境の向上のための基盤整備を推進します。

施設入所支援は、「第2節 令和5年度の数値目標等の設定について」の「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」を踏まえて見込量を設定しています。

自立生活援助は、グループホーム等から一般住宅への移行実績や、地域移行支援、地域定着支援の利用状況等を勘案し、第5期障害福祉計画期間中から見込量を設定しており、地域での一人暮らしを望む障がいのある人にとって有益なサービスであるため、事業者と連携した提供体制の確保に努めます。



### 3 訪問系サービス

#### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R3	R4	R5
居宅介護	人/月 (時間/月)	133 (2,379)	132 (2,356)	131 (2,333)
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
同行援護				

#### <見込量確保のための方策>

訪問系サービスは、核家族化や保護者の高齢化が進む中で、障がいのある人の在宅での生活を支える上で重要な役割を果たすことから、積極的な情報提供と必要なサービス量の確保に努めるとともに、給付の適正化についても推進していきます。

### 4 相談支援

#### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R3	R4	R5
計画相談支援	実人	901	905	910
地域移行支援		2	2	2
地域定着支援		13	15	17

#### <見込量確保のための方策>

計画相談支援は、すべての対象者について、サービスの利用計画やモニタリングを実施できるように見込量を設定しています。

地域移行支援及び地域定着支援は、精神科病院の長期入院者の退院促進への支援として有効なサービスであるため、医療機関や提供事業者と連携して、その活用を促進します。

## 5 障害児通所支援

### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R3	R4	R5
児童発達支援	人/月 (人日/月)	106 (559)	106 (559)	106 (559)
放課後等デイサービス		78 (897)	80 (920)	81 (932)
保育所等訪問支援		15 (23)	15 (23)	15 (23)
居宅訪問型児童発達支援		1 (3)	1 (3)	1 (3)

### <見込量確保のための方策>

「第2節 令和5年度の数値目標等の設定について」の「5 障がい児支援の提供体制の整備等」のとおり、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を推進するため、各サービスを利用する保護者へのニーズ調査や、医療的ケアを必要とする障がい児の数等を含めて総合的に勘案して推計しています。

## 6 障害児相談支援等

### <各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R3	R4	R5
障害児相談支援	実人	199	201	202
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	実施の有無	無	無	有

### <見込量確保のための方策>

障害児相談支援は、すべての対象者について、サービスの利用計画やモニタリングを実施できるように見込量を設定しています。

医療的ケア児支援コーディネーターの配置については、検討を推進するとともに、本市が有する市内事業所の情報連携、サービス利用等の相談やコーディネート機能を活用することで調整を図っていきます。

7 地域生活支援事業

<各サービスの見込量>

サービス種別	単位	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人	6	6	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳協力員派遣事業	実人	32	32	32
要約筆記協力員派遣事業	実人	31	31	31
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具		24	24	24
在宅療養等支援用具		12	12	12
情報・意思疎通支援用具		21	21	21
排泄管理支援用具		2,823	2,885	2,947
居宅生活動作補助用具(住宅改修)		1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録見込み者数	1	1	1
移動支援事業	実人(時間/年)	22(807)	22(807)	22(807)
地域活動支援センター事業	箇所(実人)	1(127)	1(127)	1(127)

サービス種別		単位	R3	R4	R5
日常生活支援					
	訪問入浴サービス事業	実人	3	3	3
	生活訓練等事業		8	8	8
	日中一時支援事業		29	29	29
社会参加支援					
点字・声の 発行の 奉仕員養成事業	点字・声の 発行の 奉仕員養成事業 声の広報むろらん	実人	16	16	16
	視覚障がい者情報誌		18	18	18
奉仕員養成事業	点訳奉仕員	実人	7	7	7
	要約筆記奉仕員		11	11	11

### <見込量確保のための方策>

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人に対する市民の理解や認識を深めることや、共生社会の実現を目指すためにも、広報紙や講演会の開催等を通じた啓発活動の継続した実施に努めます。

相談支援事業は、障がいのある人やその家族が抱える様々な生活上の問題を解決していくためには、必要な時に身近な地域で、気軽に相談を受けられる体制づくりが必要となるため、今後も、関係機関との連携強化を図りながら、事業の継続に努めます。

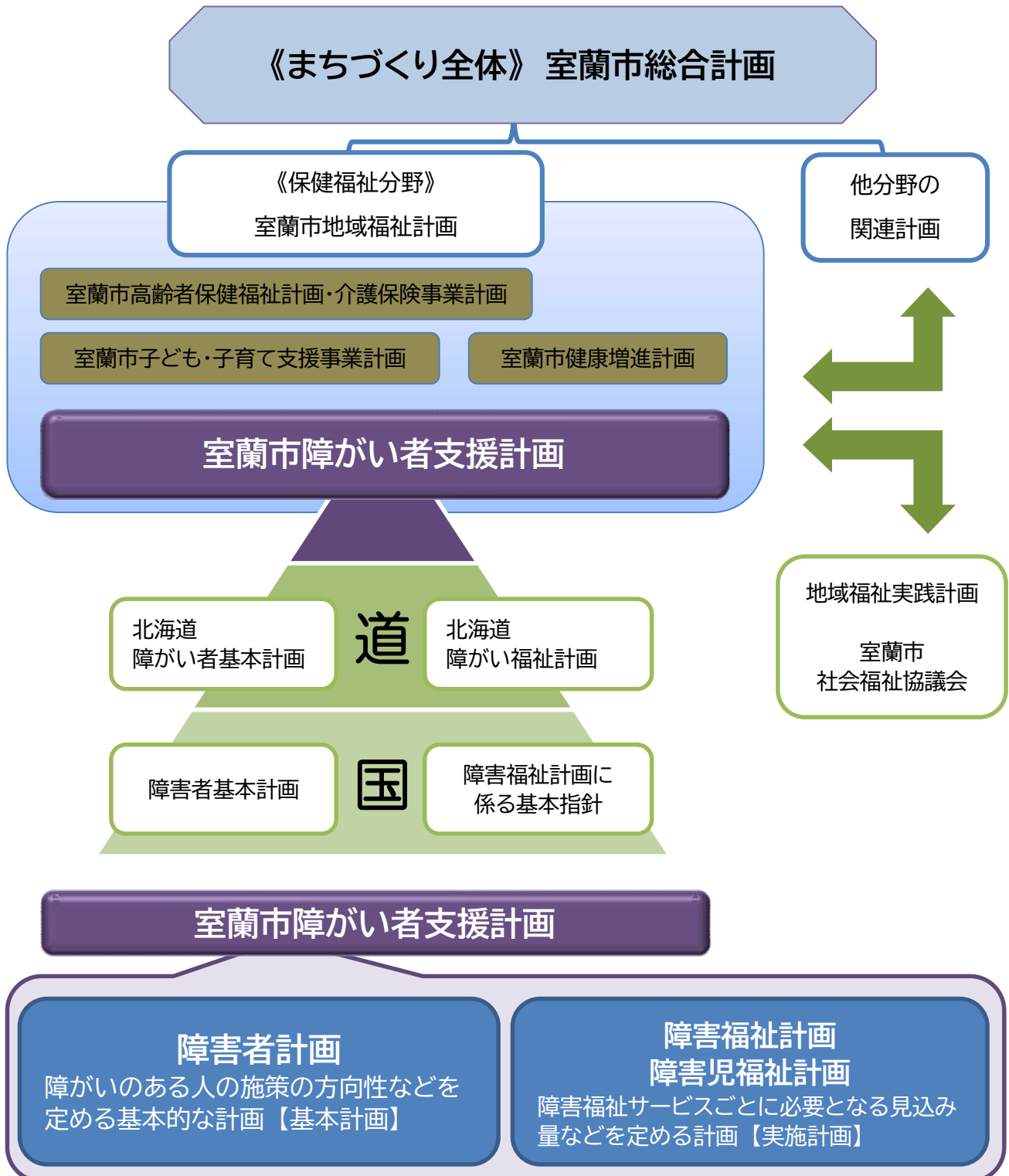
成年後見制度利用支援事業は、高齢化や核家族化が進行する中で、意思決定の困難な障がいのある人の契約行為や金銭管理や権利擁護の必要性から、相談支援事業所や成年後見支援センターとの連携により、制度周知や活用の促進に努めます。

意思疎通支援事業及び点字・声の広報等発行は、障がいのある人への情報の保障・提供の重要性から、ボランティア団体と連携するとともに、点訳・要約筆記・手話奉仕員養成事業を継続して実施することにより、人材の育成・確保を図ります。

# 第4節 資料編

## 1 計画の性格及び法的位置付け

この「室蘭市障がい者支援計画」は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の施策の方向性などを定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障害福祉サービスごとに必要となる見込量などを定める「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。



## 2 第5期障害福祉計画の数値目標に対する実績

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域移行者数は、目標値を下回る見込みですが、この要因としては、地域移行を受け入れる施設の状況、生活環境の変化に対する利用者本人の意向、介護支援や家庭の事情による家族の意向、障害程度の問題等があげられます。

項目	第5期（令和2年度末）		
	計画	見込	差
平成28年度末施設入所者数（A）	174人		－
【目標値】地域移行者数（B）	16人	1人	△15人
（B） / （A）	9.2%	0.6%	△8.6%
【目標値】減少数（C）	33人	17人	△16人
（C） / （A）	19.0%	9.8%	△9.2%

### 2 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援利用者数は目標値を下回る見込みですが、理由としては、一般就労の受け入れ先が限られていることや、就労継続事業所での就労訓練の長期化等、高等養護学校の一般就労率の向上が考えられます。

項目	第5期（令和2年度末）		
	計画	見込	差
一般就労移行者数	20人	13人	△7人
就労移行支援利用者数	26人	6人	△20人
就労移行率達成事業所割合	50%以上	50.0%	－

### 3 地域生活支援拠点等の整備

圏域での地域生活支援拠点設置については、平成28年度より「西胆振圏域6市町地域づくりネットワーク会議」の中で、管内6市町での協議を行い、拠点設置の必要性や可能性等を検討してきましたが、令和元年度より市内2か所の基幹相談支援センターを中心に、地域における複数の機関が連携体制を構築する地域生活支援拠点等について本市単独で整備を行いました。

## 3 第5期障害福祉計画の障害福祉サービス等の見込量に対する実績

## 1 日中活動系サービス

サービス種別	単位	区分	第5期		
			H30	R1	R2 (見込)
療 養 介 護	人/月	計画	20	20	20
		実績	20	18	15
生 活 介 護	人/月 (人日/月)	計画	289 (5,880)	287 (5,830)	285 (5,779)
		実績	288 (5,817)	282 (5,707)	279 (5,739)
自立訓練（機能訓練）	人/月 (人日/月)	計画	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練（生活訓練）	人/月 (人日/月)	計画	8 (144)	8 (144)	8 (144)
		実績	2 (34)	4 (61)	4 (58)
就 労 移 行 支 援	人/月 (人日/月)	計画	21 (441)	24 (504)	26 (546)
		実績	8 (101)	7 (134)	6 (119)
就労継続支援（A型）	人/月 (人日/月)	計画	31 (651)	35 (735)	39 (819)
		実績	19 (366)	22 (412)	28 (376)
就労継続支援（B型）	人/月 (人日/月)	計画	319 (5,742)	347 (6,246)	375 (6,750)
		実績	321 (5,550)	334 (5,725)	342 (6,052)
短期入所（福祉型） <ショートステイ>	人/月 (人日/月)	計画	10 (60)	12 (72)	14 (84)
		実績	12 (62)	10 (45)	9 (37)

就労継続支援事業（B型）は、市内及び近隣市での新規事業所の開設による受け入れ体制の強化により、概ね計画通り推移している一方で、就労移行支援、就労継続支援（A型）は計画を下回っており、高等養護学校の一般就労率の上昇や事業所の減などの要因が考えられます。

短期入所については、施設の空き状況や医療的ケアの提供可否等の関係で、利用が制限される場合があり、利用日数は計画を下回っています。

## 2 居住系サービス

サービス種別	単位	区分	第5期		
			H30	R1	R2 (見込)
共同生活援助 ＜グループホーム＞	人/月	計画	202	211	220
		実績	195	203	205
グループホーム 市内整備見込量	定員数(人)	計画	90	95	100
		実績	86	99	99
自立訓練(宿泊型)	人/月	計画	11	12	12
		実績	7	3	9
施設入所支援	人/月	計画	159	150	141
		実績	179	162	157

「第4節 資料編」の「第5期障害福祉計画の数値目標に対する実績」における「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」のとおり、共同生活援助及び施設入所支援については、福祉施設からの地域移行者が見込みよりも減となっていること等から、計画を下回っています。

## 3 訪問系サービス

サービス種別	単位	区分	第5期		
			H30	R1	R2 (見込)
居宅介護	人/月 (時間/月)	計画	147	148	149
重度訪問介護			(3,123)	(3,145)	(3,168)
行動援護		実績	138	133	136
重度障害者等 包括支援			(2,582)	(2,435)	(2,313)
同行援護					

訪問系サービスについては、高齢化による介護保険制度への移行、給付の適正化等により利用人数・時間ともに実績は計画を下回っています。



## 4 相談支援

サービス種別	単位	区分	第5期		
			H30	R1	R2 (見込)
計画相談支援	実人	計画	872	903	936
		実績	900	916	879
地域移行支援	実人	計画	7	8	9
		実績	4	3	1
地域定着支援	実人	計画	16	20	24
		実績	10	13	12

地域移行支援については、計画を下回っていますが、主に精神病床から地域移行が進んでいないことの影響を受けています。

## 5 障害児通所支援

サービス種別	単位	区分	第5期		
			H30	R1	R2 (見込)
児童発達支援	人/月 (人日/月)	計画	114 (687)	116 (708)	118 (729)
		実績	113 (632)	109 (552)	89 (453)
放課後等 デイサービス	人/月 (人日/月)	計画	73 (246)	76 (293)	79 (340)
		実績	74 (766)	74 (763)	75 (864)
保育所等訪問支援	人/月 (人日/月)	計画	18 (36)	19 (38)	20 (40)
		実績	19 (29)	14 (22)	10 (16)
居宅訪問型 児童発達支援	人/月 (人日/月)	計画	1 (3)	1 (3)	1 (3)
		実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、新型コロナウイルス感染予防のため一部事業所がサービス提供を中止していた期間があることの影響を受け、利用人数が計画を下回りました。

しかし、放課後等デイサービスについては、第5期障害福祉計画期間中に市内及び近隣市での新規事業所の開設が続き、受け入れ体制が強化されたことから、利用日数が計画を大幅に上回っています。

保育所等訪問支援については、提供事業所が市内に1か所のみとなっており、受け入れ体制の問題等により、全体的に計画を下回っています。

居宅訪問型児童発達支援については第5期障害福祉計画期間中に提供事業所がありませんでした。

## 6 障害児相談支援

サービス種別	単位	区分	第5期		
			H30	R1	R2 (見込)
障害児相談支援	実人	計画	206	212	218
		実績	206	197	174
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	実施の有無	計画	無	無	有
		実績	無	無	無

障害児通所支援の利用が計画を下回ったことにより、障害児相談支援についても同様に計画を下回っています。

7 地域生活支援事業

サービス種別	単位	区分	第5期		
			H30	R1	R2 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	無
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所数	計画	2	2	2
		実績	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実人	計画	4	4	4
		実績	3	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
意思疎通支援事業					
手話通訳協力員派遣事業	実人	計画	40	40	40
		実績	35	31	31
要約筆記協力員派遣事業	実人	計画	53	53	53
		実績	37	31	31
手話通訳者設置事業	人	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	計画	4	4	4
		実績	1	4	3
自立生活支援用具	件	計画	24	24	24
		実績	18	10	7
在宅療養等支援用具	件	計画	12	12	12
		実績	10	14	12
情報・意思疎通支援用具	件	計画	21	21	21
		実績	10	14	12
排泄管理支援用具	件	計画	2,823	2,885	2,947
		実績	2,795	2,890	2,837
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	計画	1	1	1
		実績	1	1	2

サービス種別	単位	区分	第5期		
			H30	R1	R2 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	登録 見込者数	計画	1	1	1
		実績	0	1	0
移動支援事業	実人 (時間/年)	計画	22 (807)	22 (807)	22 (807)
		実績	18 (793)	16 (564)	19 (784)
地域活動支援センター事業	箇所 (実人)	計画	1 (127)	1 (127)	1 (127)
		実績	1 (123)	1 (116)	1 (122)
日常生活支援					
訪問入浴サービス事業	実人	計画	1	1	1
		実績	3	5	3
生活訓練等事業	実人	計画	10	10	10
		実績	7	8	8
日中一時支援事業	実人	計画	26	26	26
		実績	29	23	29
社会参加支援					
点字・声の広報等発行	声の広報むろらん	計画	21	21	21
		実績	17	16	16
	視覚障がい者情報誌	計画	21	21	21
		実績	18	18	18
奉仕員養成事業	点訳奉仕員	計画	10	10	10
		実績	7	10	5
	要約筆記奉仕員	計画	10	10	10
		実績	6	9	6

自発的活動支援事業については、回復者クラブ等当事者団体の解散・休止等により令和2年度から事業を実施していません。

意思疎通支援事業については、胆振東部地震や新型コロナウイルスによりイベントが中止になった影響を受け、計画を下回っています。

## 4 アンケート調査の実施について

### (1) 調査の目的

本調査は、障がいのある人を対象に、日常の生活実態や各種障害福祉サービスの利用状況等を把握し、第3期室蘭市障がい者支援計画作成のための基礎資料として実施しました。

### (2) 調査の実施内容

#### ア. 障害者手帳所持者等

- 調査時期 ～ 令和2年8月14日から令和2年8月31日
- 調査対象 ～ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者の約20%（年齢・障害程度等で按分）
- 調査数 ～ 1,275人（身体966人、知的165人、精神144人）
- 調査方法 ～ 郵送方式による調査

#### イ. 特別支援学級・特別支援学校在籍者、子ども発達支援センター通所児

- 調査時期 ～ 令和2年7月22日から令和2年8月17日
- 調査対象 ～ 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒、本市出身の特別支援学校（室蘭養護学校、伊達高等養護学校、室蘭聾学校）在籍児童・生徒、子ども発達支援センター通所児
- 調査数 ～ 428人（特別支援学級在籍児童・生徒272人、特別支援学校在籍児童・生徒97人、子ども発達支援センター通所児59人）
- 調査方法 ～ 調査票の配布は各学校・施設へ依頼、返信用封筒により郵送回収

#### ウ. 障害者福祉サービス、障害児福祉サービスを提供している法人等関係機関

- 調査時期 ～ 令和2年9月7日から令和2年9月18日
- 調査対象 ～ 市内で障害福祉サービス及び障害児福祉サービスを提供している法人
- 調査数 ～ 28法人
- 調査方法 ～ メール又は郵送による調査

### (3) 調査回収結果

調査対象	アンケート 配布数	アンケート 回答数	有効回収率
障がい者	1,275	635	49.8%
障がい児	428	182	42.5%
法人等関係機関	28	15	53.6%

## 年齢、所属等について

## ○ 年齢について

区分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	年齢未回答	合計
年齢層別回答数	182	62	148	413	12	817

## ○ 主な所属先（児童）

項目	人数	割合
保育所・幼稚園	29	15.9%
小学校	76	41.8%
中学校	20	11.0%
特別支援学校（高等養護学校・聾学校など）	40	22.0%
子ども発達支援センター	8	4.4%
所属未回答	8	4.4%
その他	1	0.5%
合計	182	100.0%

## 障害などの状況について

## ○ 障害者手帳の保有状況

区分	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	9	24	95	375	503
療育手帳	84	35	37	18	174
精神障害者保健福祉手帳	4	16	33	21	74

## ○ 障害者手帳の初回交付時期

就学前	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上
5.8%	15.5%	17.3%	17.3%	33.0%

このほか、障害者手帳保有者のうち、喀痰の吸引や服薬管理等の医療的なケアが必要となっている人は延254人となっています。

## ○ 障害支援区分の認定状況

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない	わからない
10	14	16	15	13	16	180	218

○ その他疾病や発達課題の状況など

項目	障がい児		障がい者	
	件数	割合	件数	割合
難病（特定疾患）の認定を受けている				
受けている	-	-	58	10.1%
受けていない	-	-	470	89.9%
合計	-	-	528	100.0%
発達障害の診断を受けたこと	件数	割合	件数	割合
有り	120	65.9%	43	7.9%
無し	62	34.1%	502	92.1%
合計	182	100.0%	545	100.0%
診断有りのうち、発達課題に気づいたきっかけ	件数	割合	件数	割合
家族の気づき	83	49.0%	-	-
定期健診（乳幼児健診）での指摘	29	17.2%	-	-
医療機関での医師からの指摘	16	9.5%	-	-
就学児健診での指摘	0	-	-	-
保育所・幼稚園・学校の教師や職員からの指摘	34	20.1%	-	-
知人・親族からの指摘	2	1.2%	-	-
その他	5	3.0%	-	-
合計	169	100.0%	-	-
診断有りのうち、発達課題への気づきの時期	件数	割合	件数	割合
早かったと思う	131	75.0%	-	-
遅かったと思う	40	25.0%	-	-
合計	171	100.0%	-	-
高次脳機能障害の診断	件数	割合	件数	割合
ある	-	-	29	5.3%
ない	-	-	523	94.7%
合計	-	-	552	100.0%
高次脳機能障害の関連障害	件数	割合	件数	割合
注意障害	-	-	10	17.5%
記憶障害	-	-	17	29.8%
失語症	-	-	13	22.8%
失認	-	-	6	10.5%
失行	-	-	6	10.5%
地誌的障害	-	-	2	3.5%
その他	-	-	3	5.3%
合計	-	-	57	100.0%

このほか、気づきの平均年齢は、3.5歳となっています。



## ○ 治療状況など

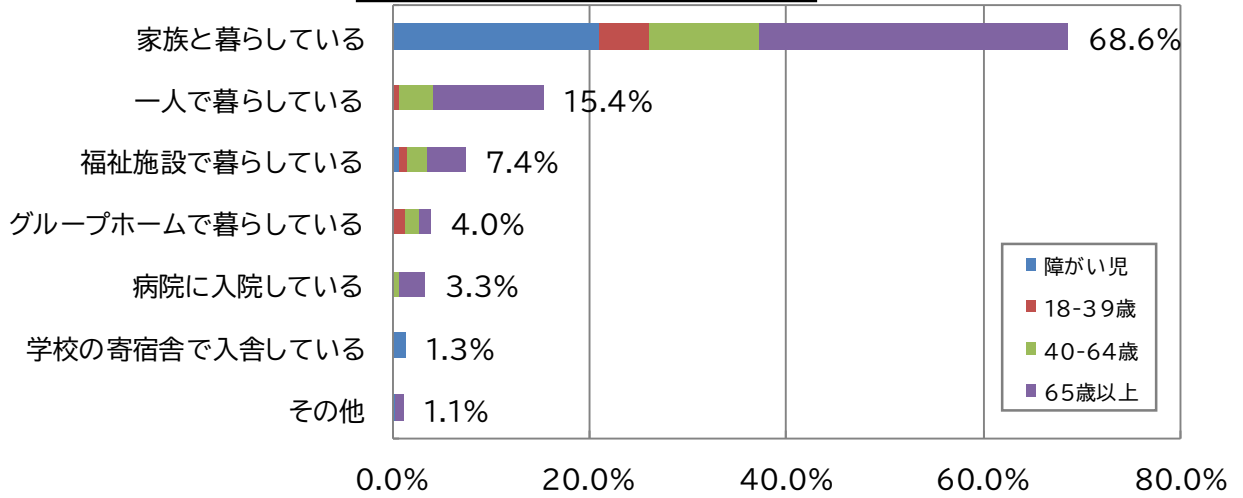
項目	障がい児		障がい者	
	件数	割合	件数	割合
定期通院しているか				
している	86	55.4%	537	87.9%
していない	62	44.6%	74	12.1%
合計	148	100.0%	611	100.0%
どのくらいの頻度で通院しているか	件数	割合	件数	割合
週4回以上	0	0.0%	4	0.8%
週2回から3回	0	0.0%	39	7.9%
週1回程度	2	2.5%	11	2.2%
月3回程度	2	2.5%	25	5.1%
月2回程度	4	4.9%	33	6.7%
月1回程度	24	29.6%	148	29.9%
2カ月に1回程度	12	14.8%	121	24.4%
3カ月に1回程度	8	9.9%	85	17.2%
4カ月に1回程度	7	8.6%	2	0.4%
5カ月に1回程度	1	1.2%	3	0.6%
半年に1回程度	21	26.0%	24	4.8%
合計	81	100.0%	495	100.0%

## ○ 介護保険サービスの利用状況など

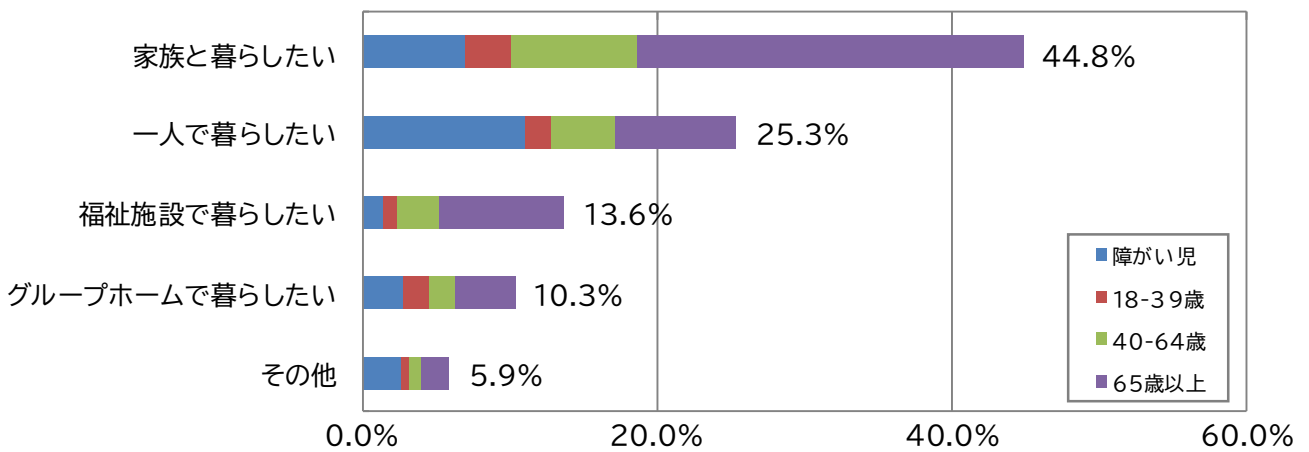
項目	障がい者	
	件数	割合
介護保険によるサービス		
利用している	130	26.1%
利用していない	368	73.9%
合計	498	100.0%
介護保険によるサービス	件数	割合
要支援1	26	5.4%
要支援2	37	7.6%
要介護1	17	3.5%
要介護2	25	5.2%
要介護3	14	2.9%
要介護4	15	3.1%
要介護5	17	3.5%
わからない	38	7.8%
うけていない	296	61.0%
合計	485	100.0%

住まいや暮らしについて

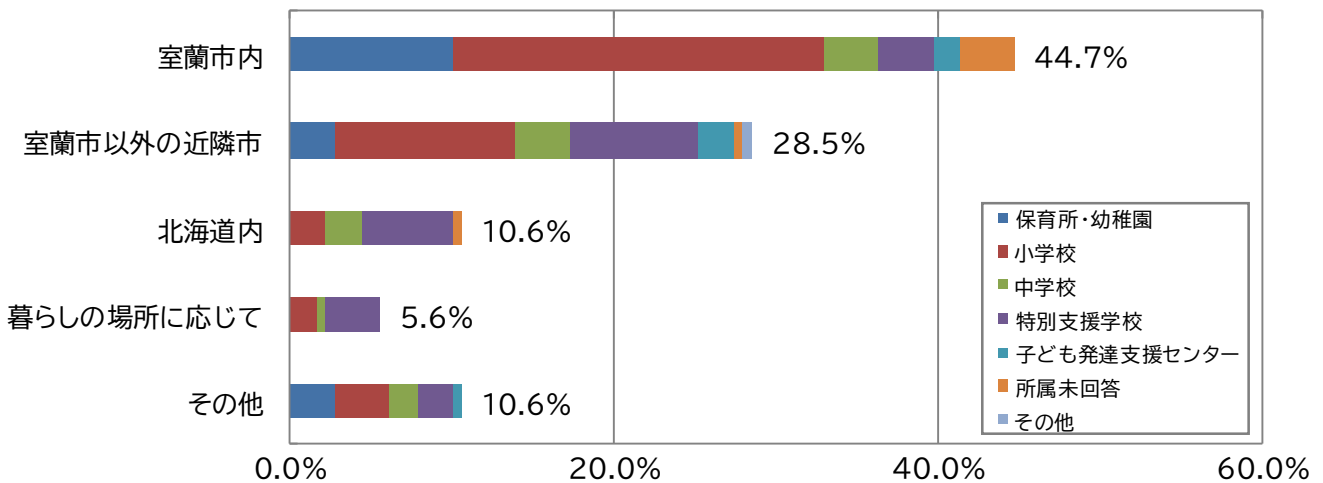
現在どのように暮らしているか  
(回答者784名に対する割合を表す)



将来どのように暮らしたいか  
(回答者727名に対する割合を表す)

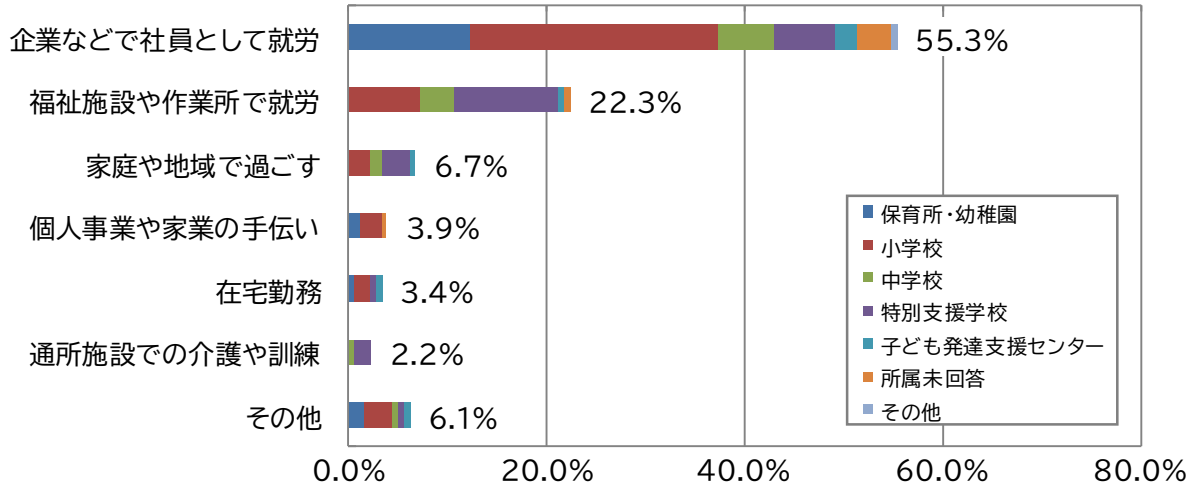


子どもが将来、どの地域で暮らすと良いと思うか  
(回答者179名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



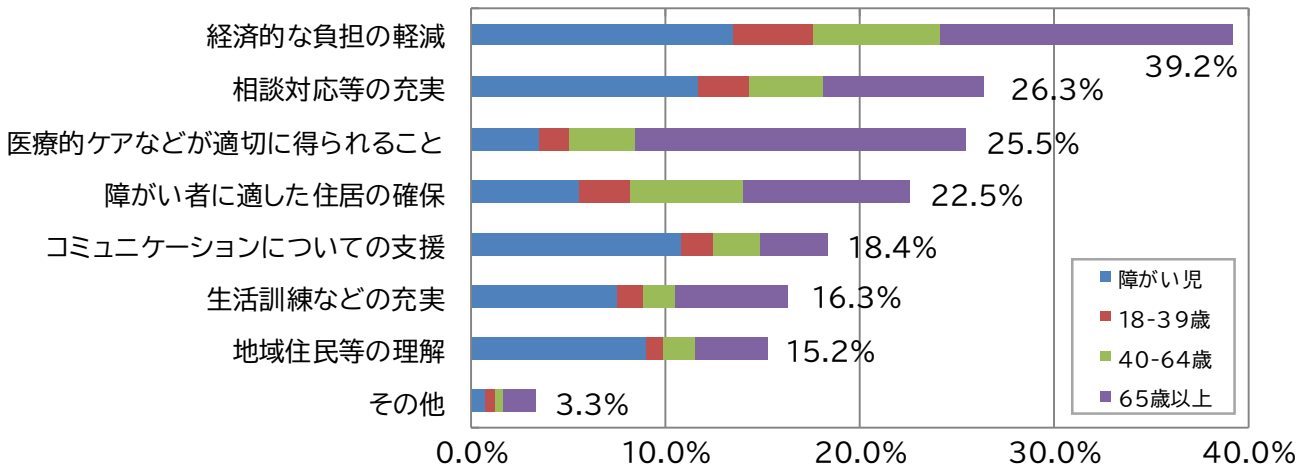
子どもが将来、日中どのような場所で生活するのが良いと思うか

(回答者179名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



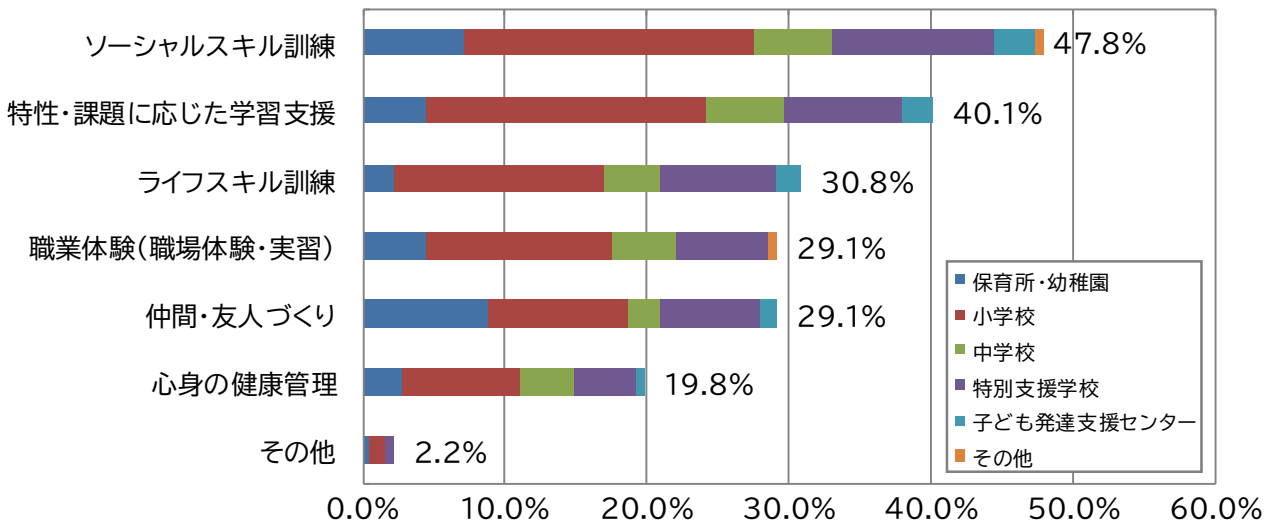
地域で生活するための必要な支援

(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



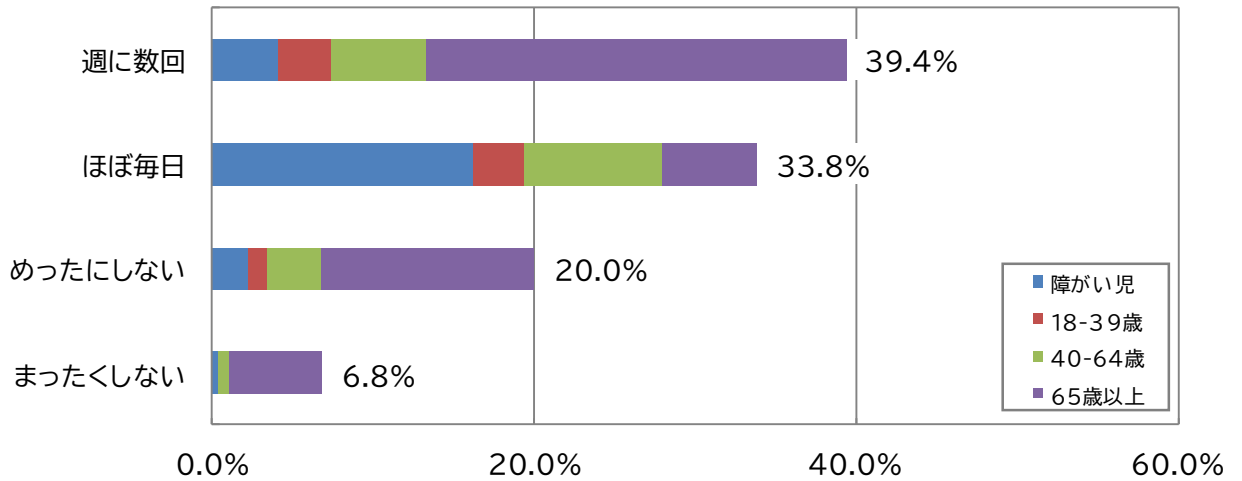
学齢期に必要なだと思う支援

(複数回答のため182名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)

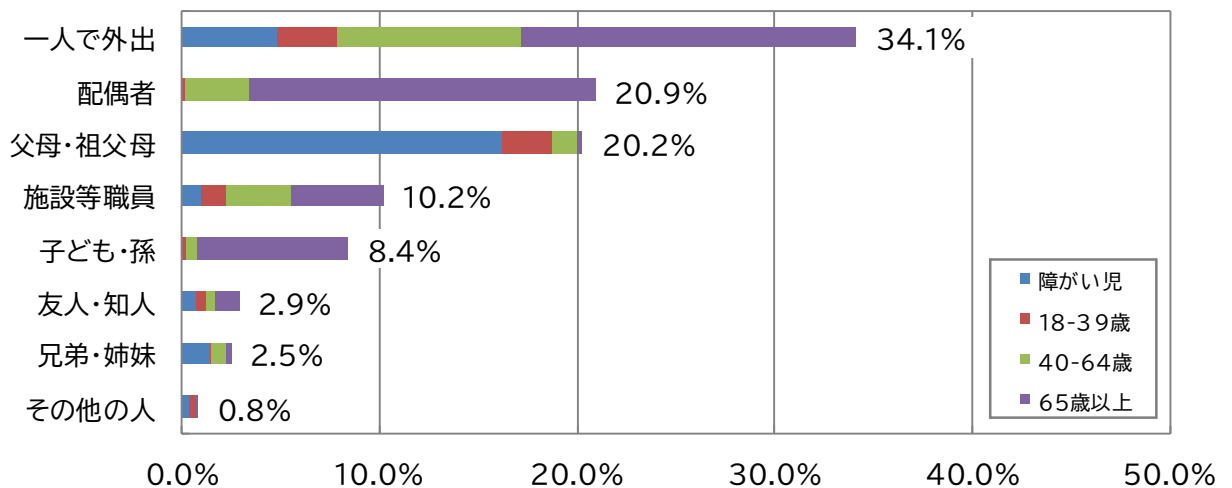


日中活動について

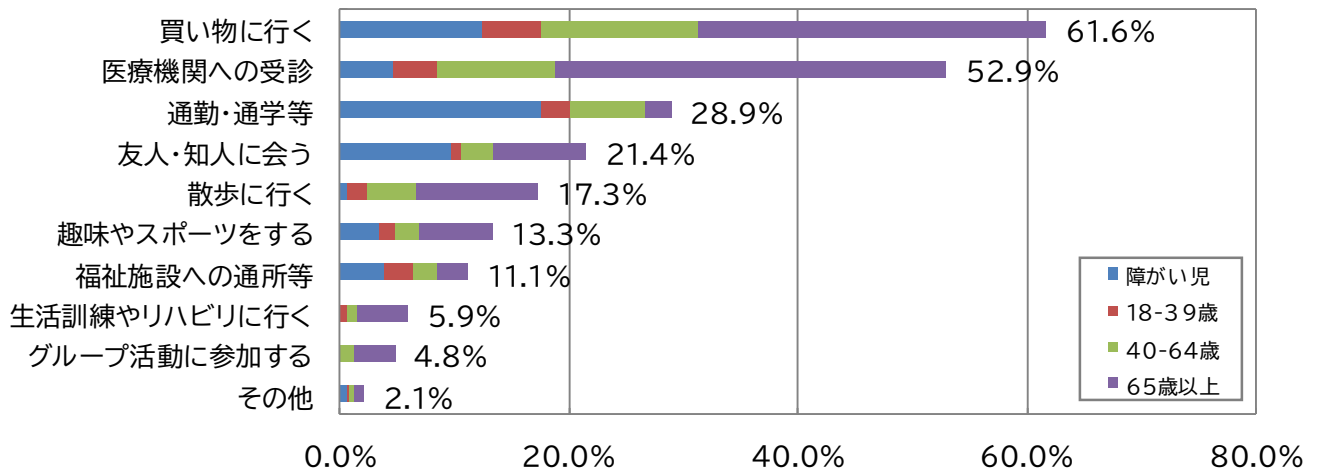
一週間にどのくらい外出するか  
(回答者775名に対する割合を表す)

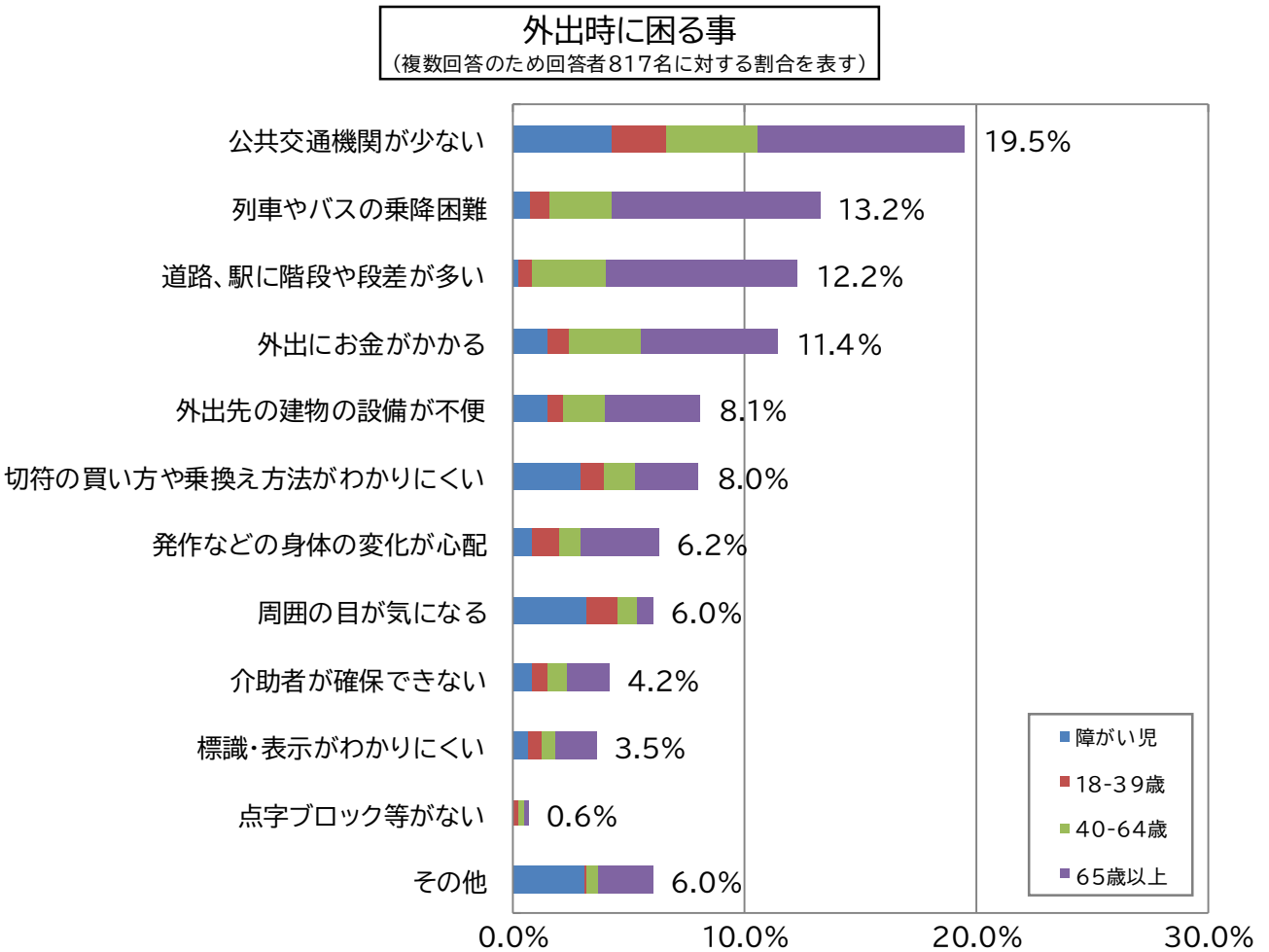
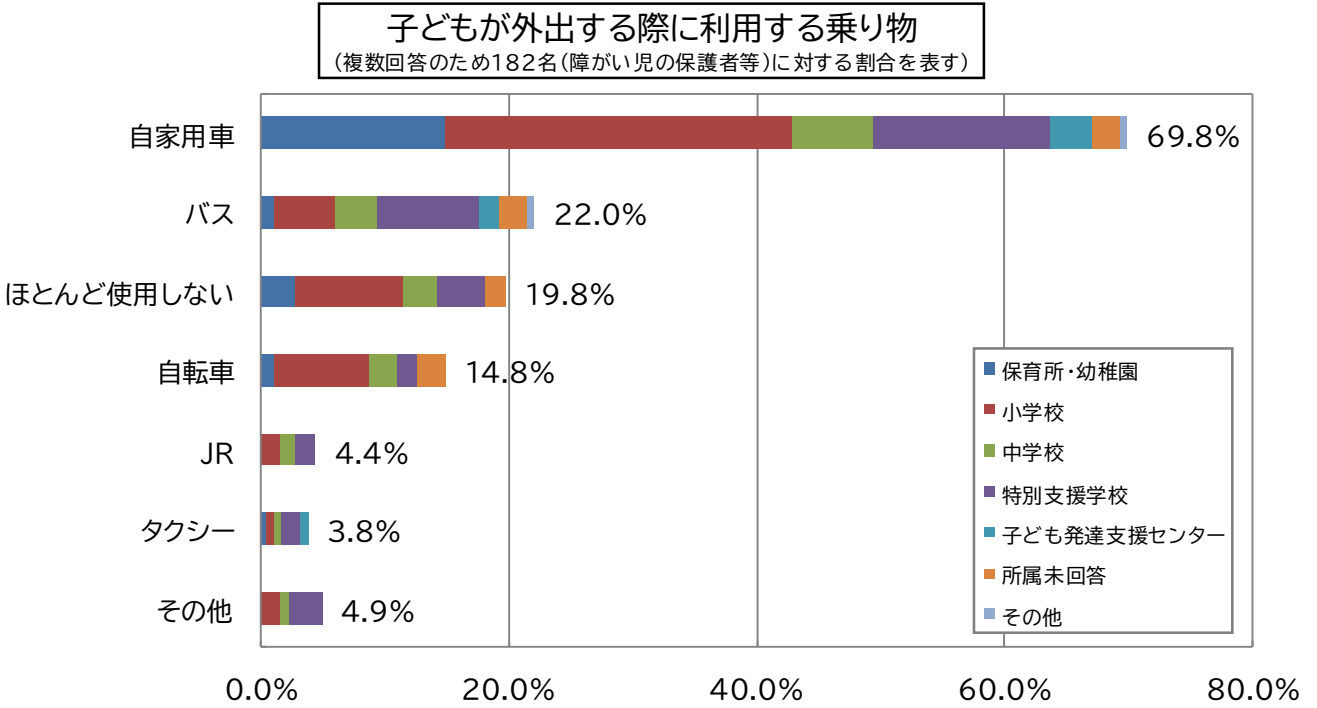


外出する際の主な同伴者  
(回答者727名に対する割合を表す)

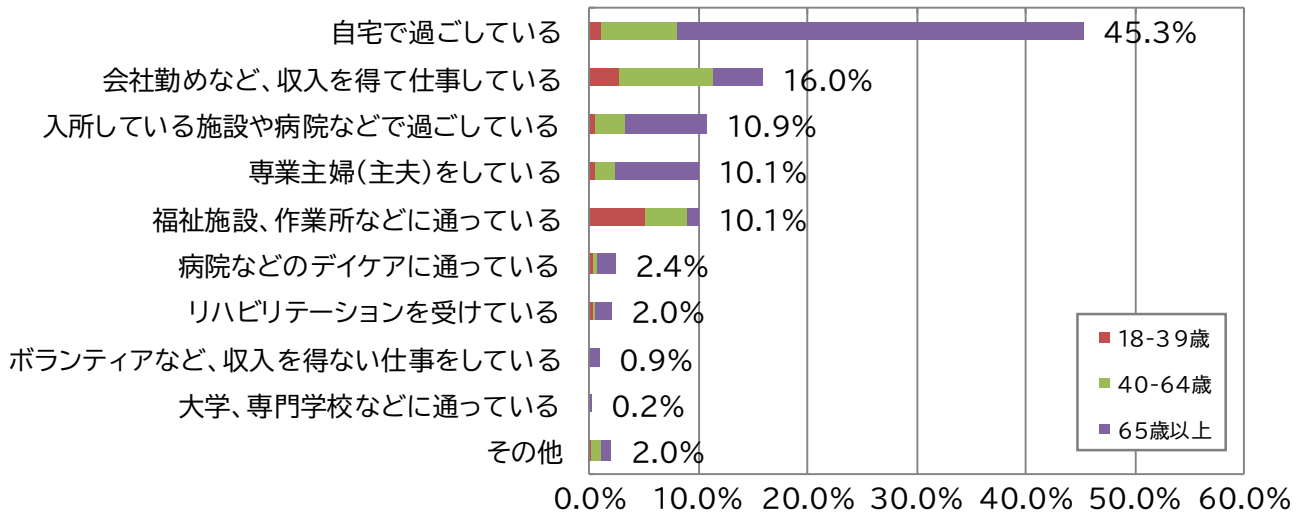


どのような目的で外出することが多いか  
(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)

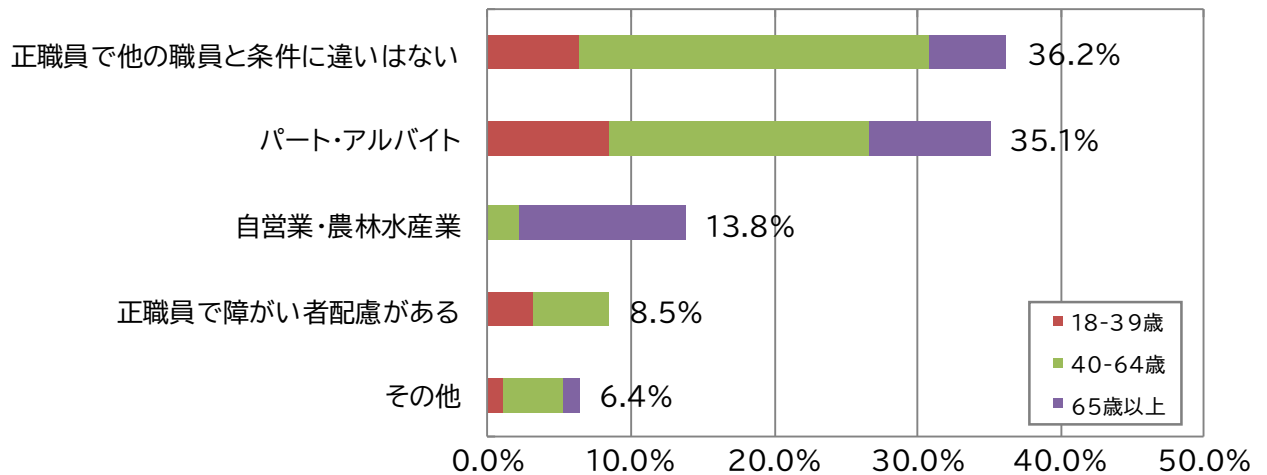




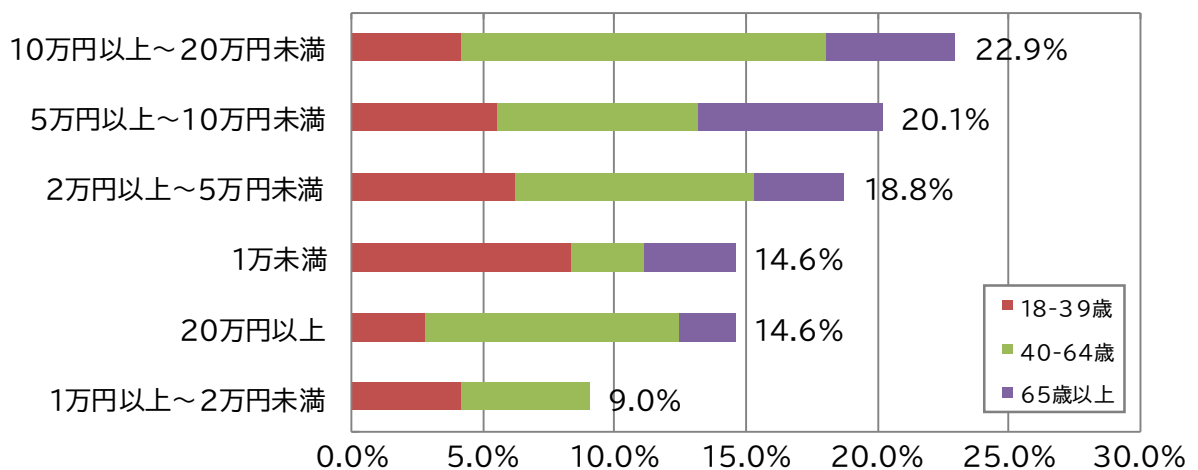
平日の日中をどのように過ごしているか  
(回答者727名に対する割合を表す)



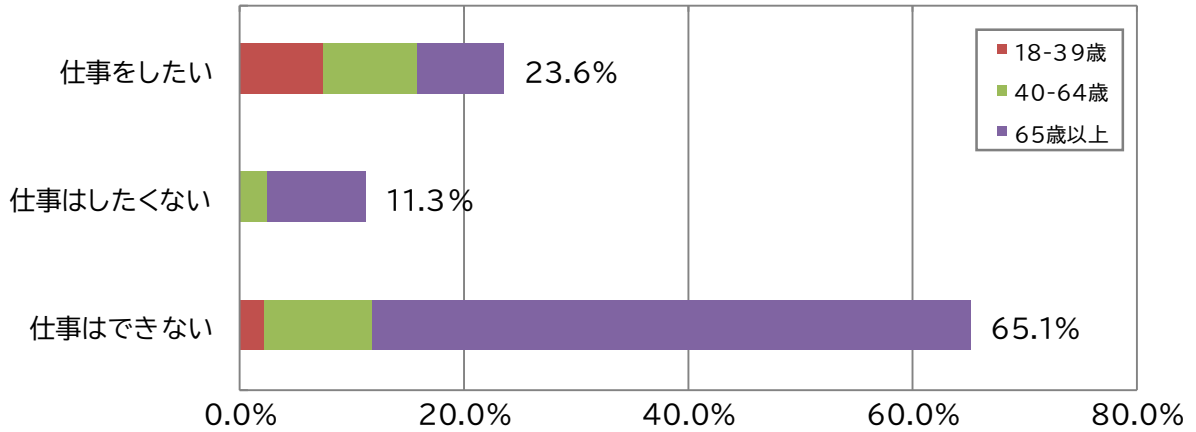
どのような勤務体系で働いているか  
(回答数94名に対する割合を表す)



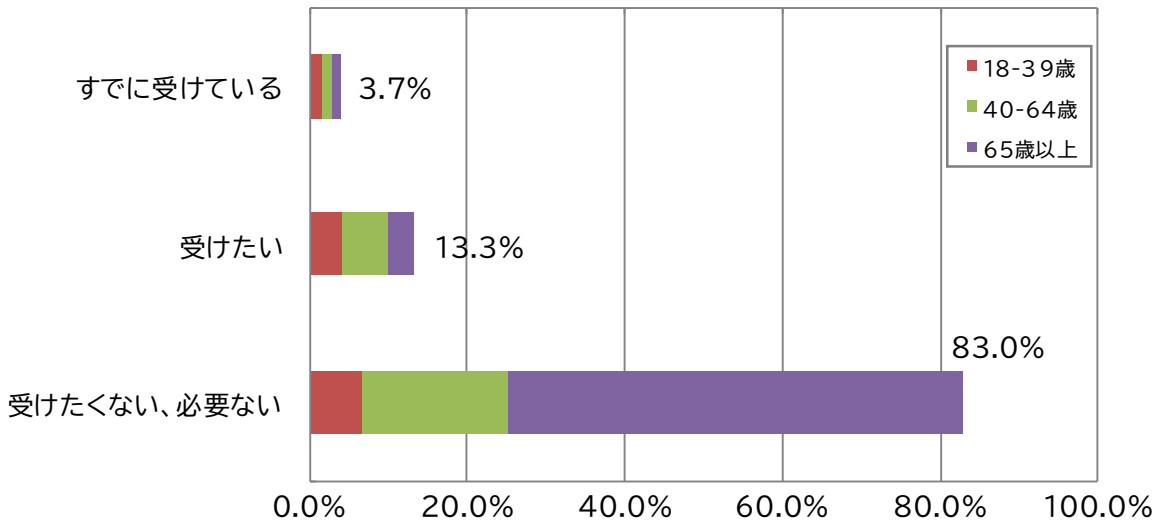
就労で得る収入額(月収)はどのくらいか  
(回答)144名に対する割合を表す)



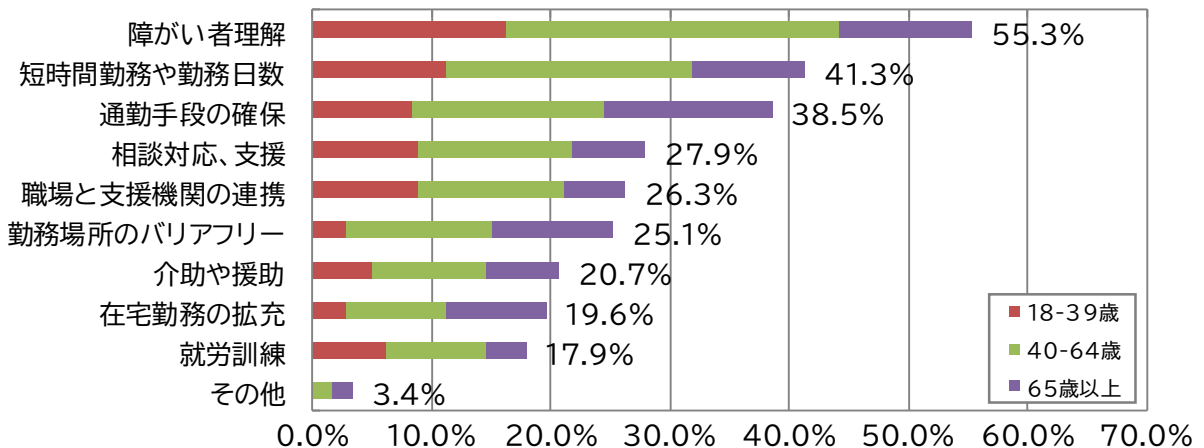
今後、収入を得る仕事をしたいと思うか  
(回答者373名に対する割合を示す)



仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思うか  
(回答者241名に対する割合を示す)

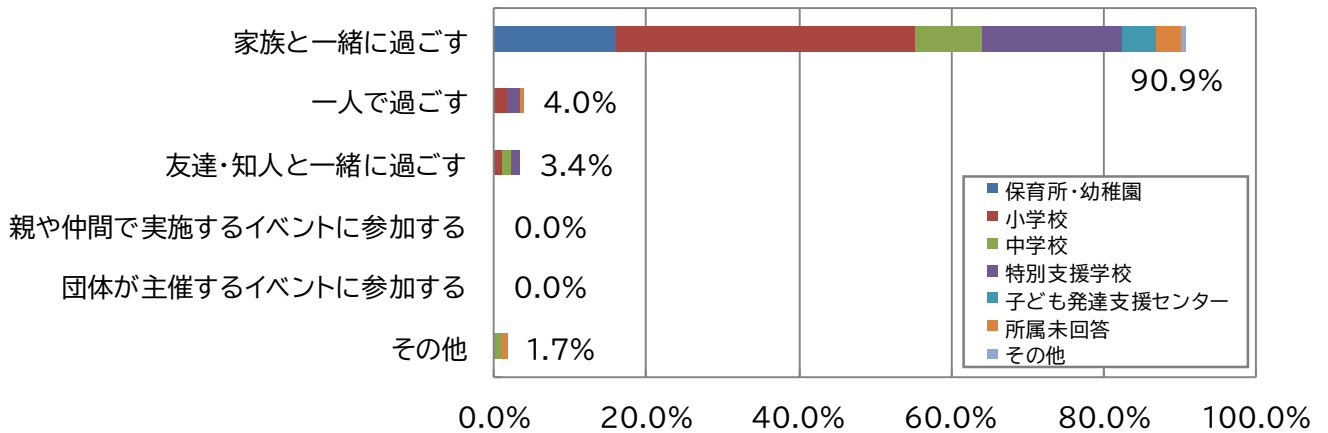


障がい者の就労支援として必要なこと  
(回答者179名に対する割合を表す)



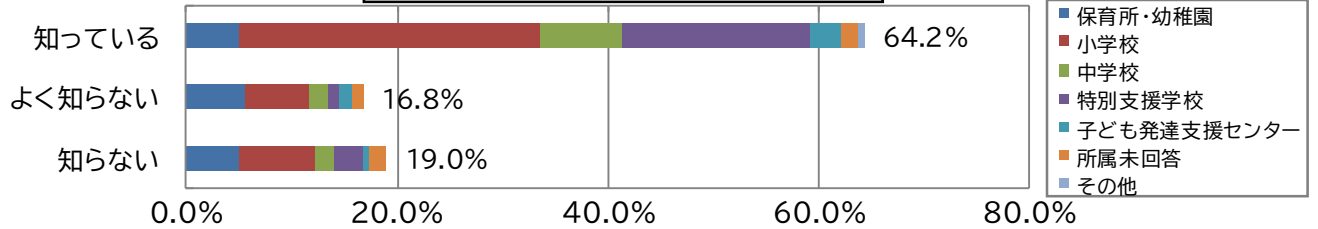
### 子どもが休日や放課後どのように過ごしているか

(回答者179名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)



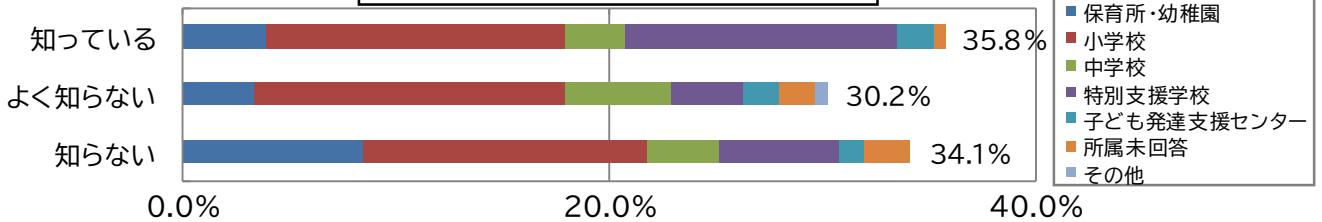
### 特別児童扶養手当制度の認知度

(回答者179名(障がい児の保護者等)の割合を表す)



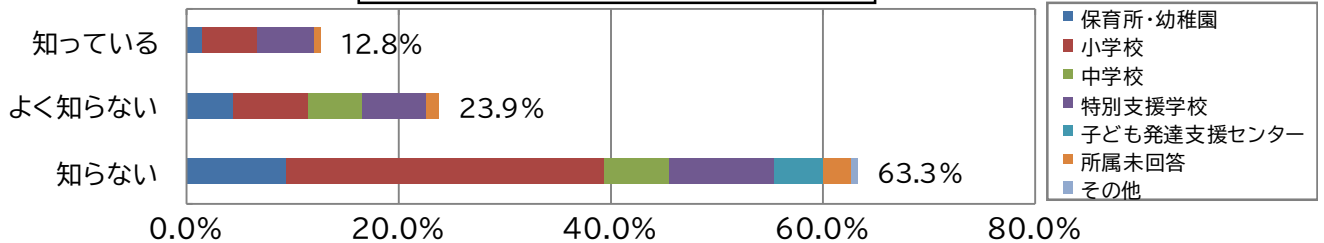
### 障害児福祉手当制度の認知度

(回答者179名(障がい児の保護者等)の割合を表す)



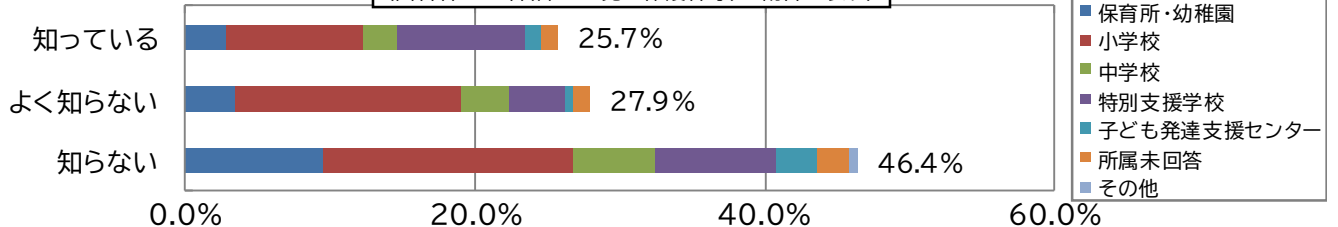
### 育成医療制度の認知度

(回答者180名(障がい児の保護者等)の割合を表す)



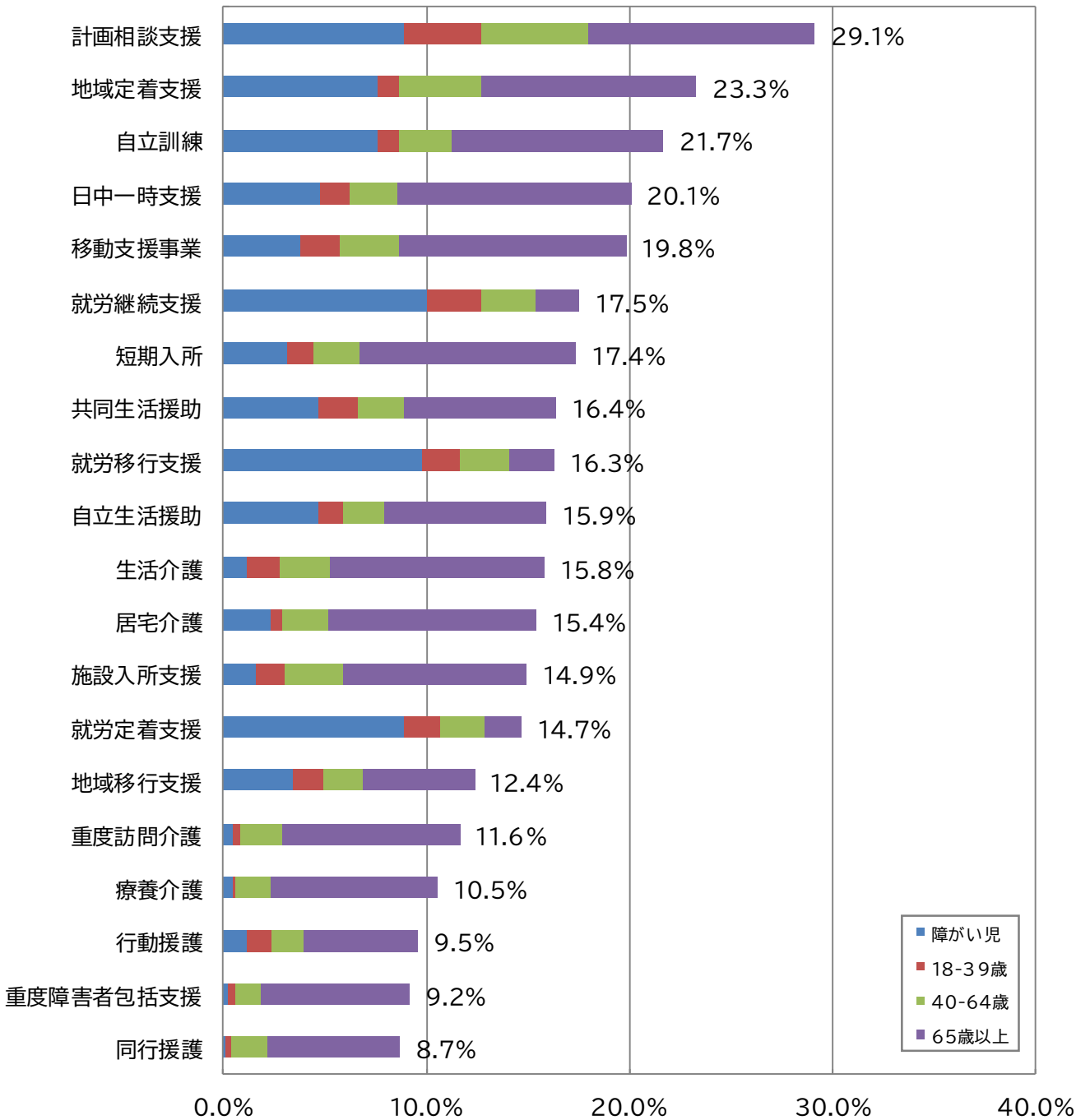
### 重度心身障害者医療費助成制度

(回答者179名(障がい児の保護者等)の割合を表す)





将来的な障害福祉サービス等の利用ニーズ  
(回答者817名に対する割合を表す)



第3章

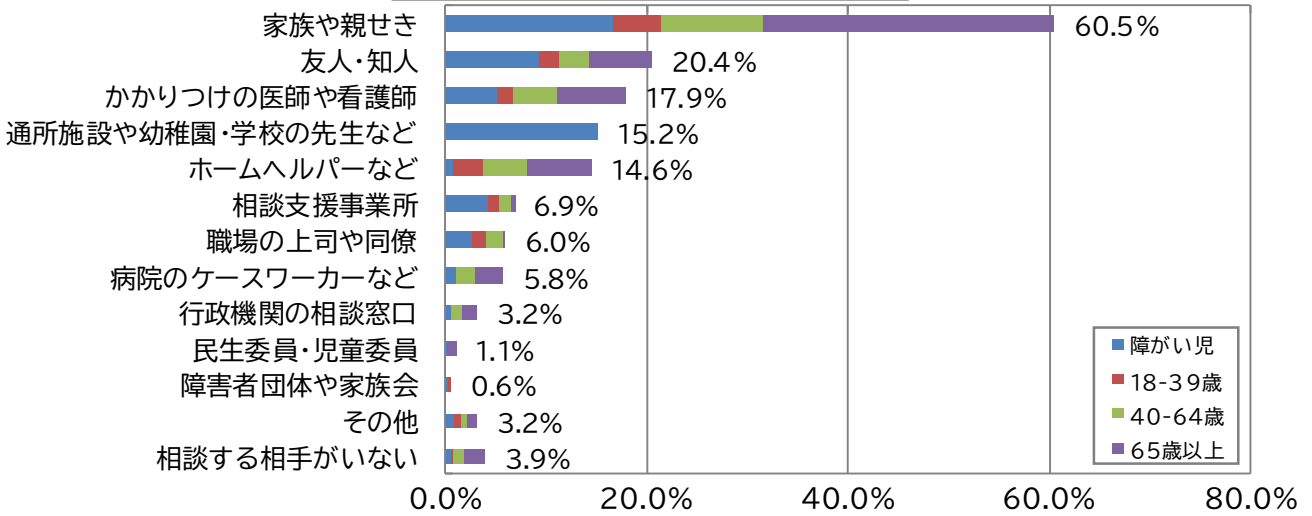
実施計画

第4節

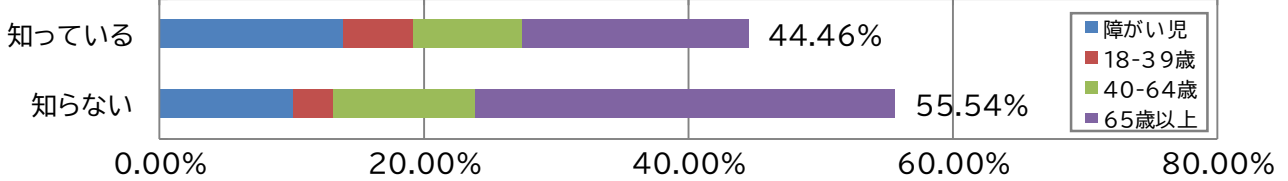
資料編

悩みごとや相談について

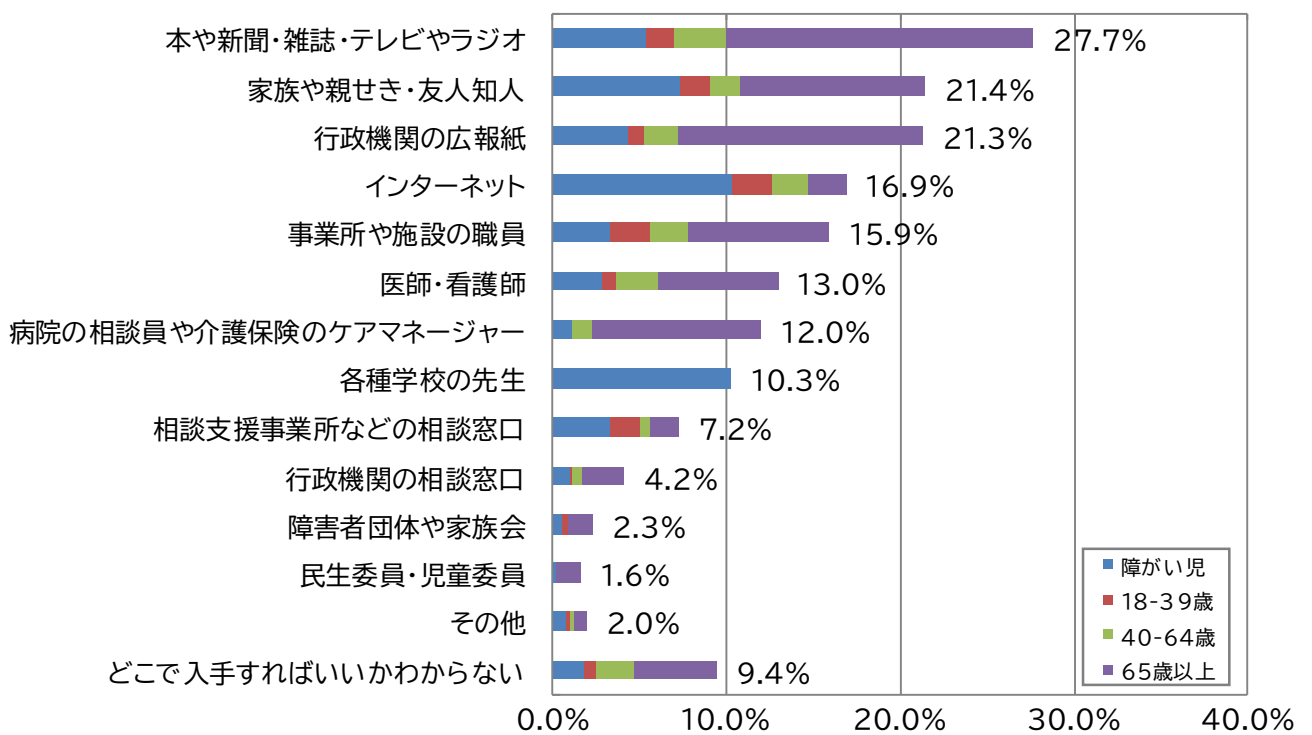
相談先  
(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



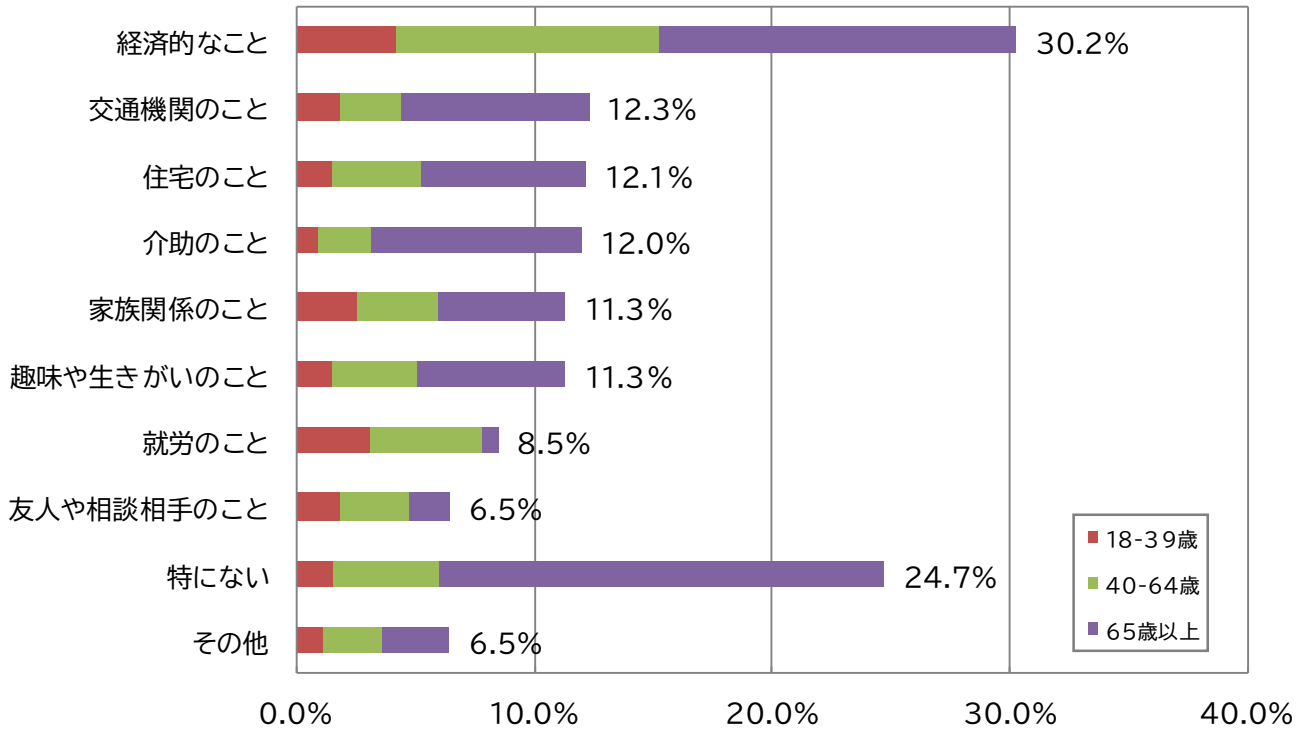
相談支援事業所の認知度  
(回答者740名に対する割合を表す)



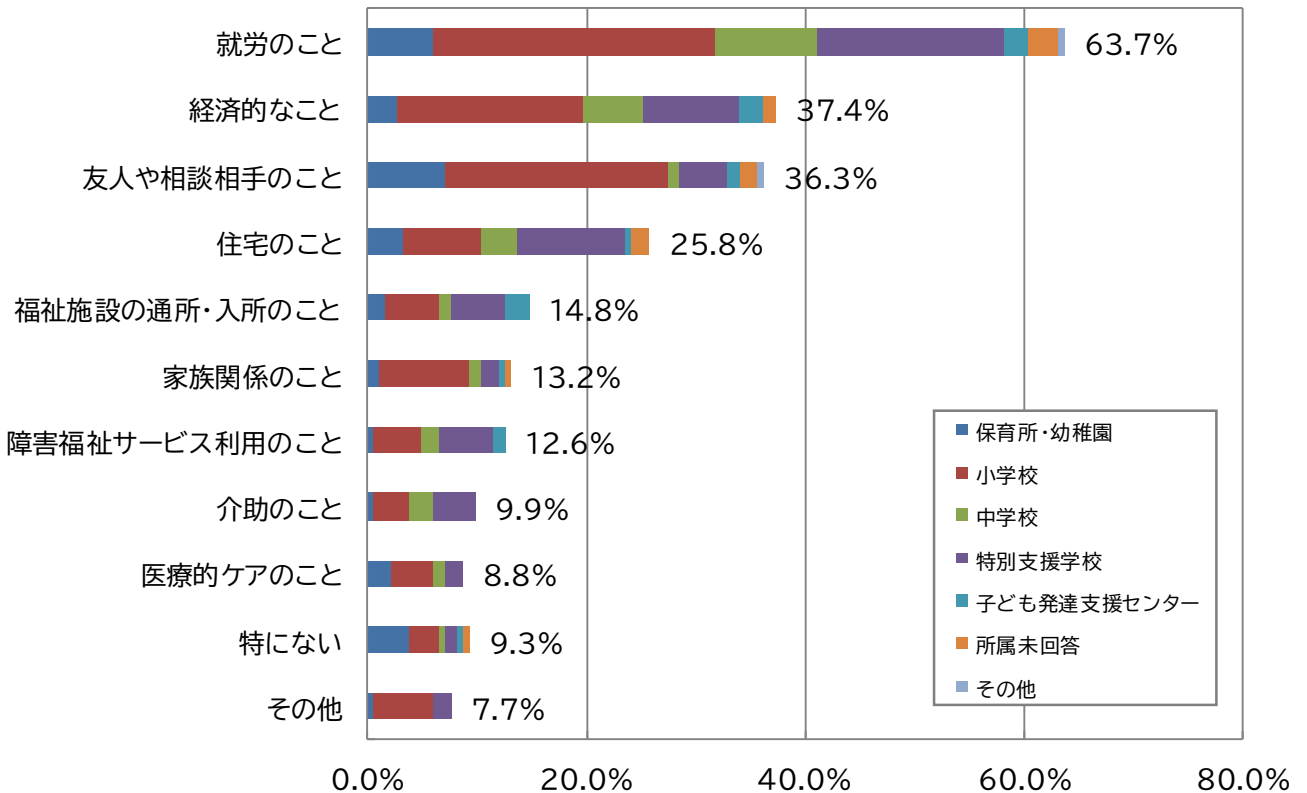
障がいや福祉サービスの情報をどこから知ることが多いか  
(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



どのような悩み事が多いか  
(複数回答のため回答者635名に対する割合を表す)

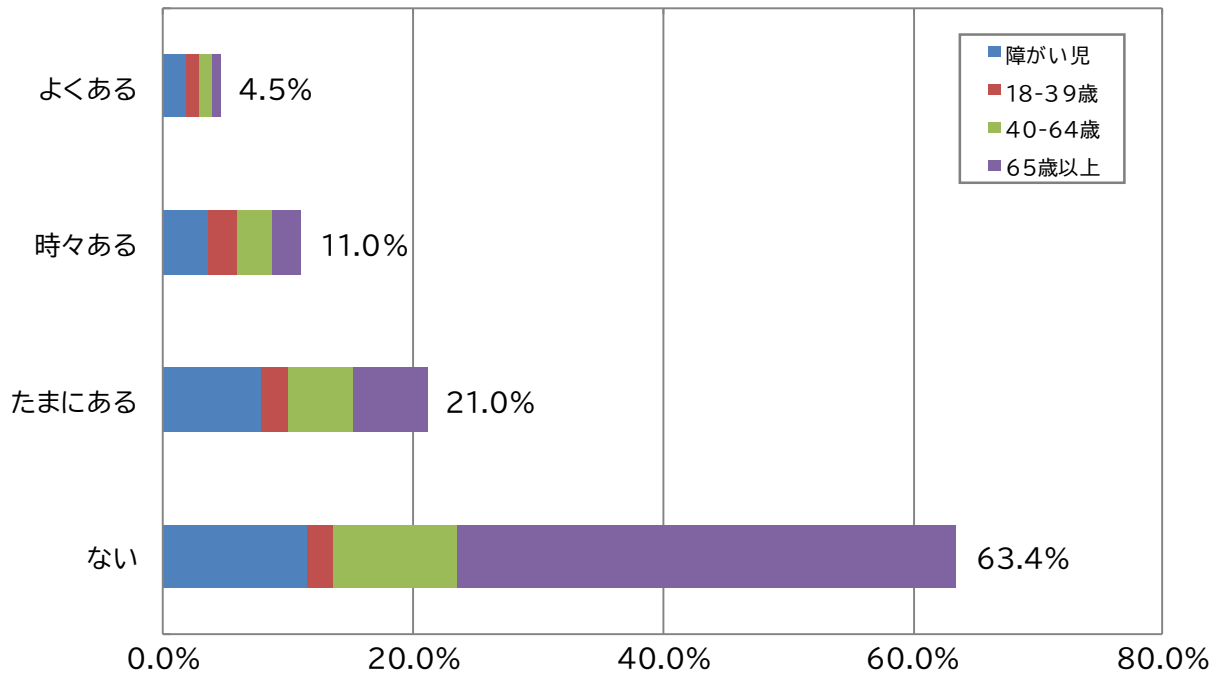


どのような悩み事が多いか  
(複数回答のため回答者182名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)

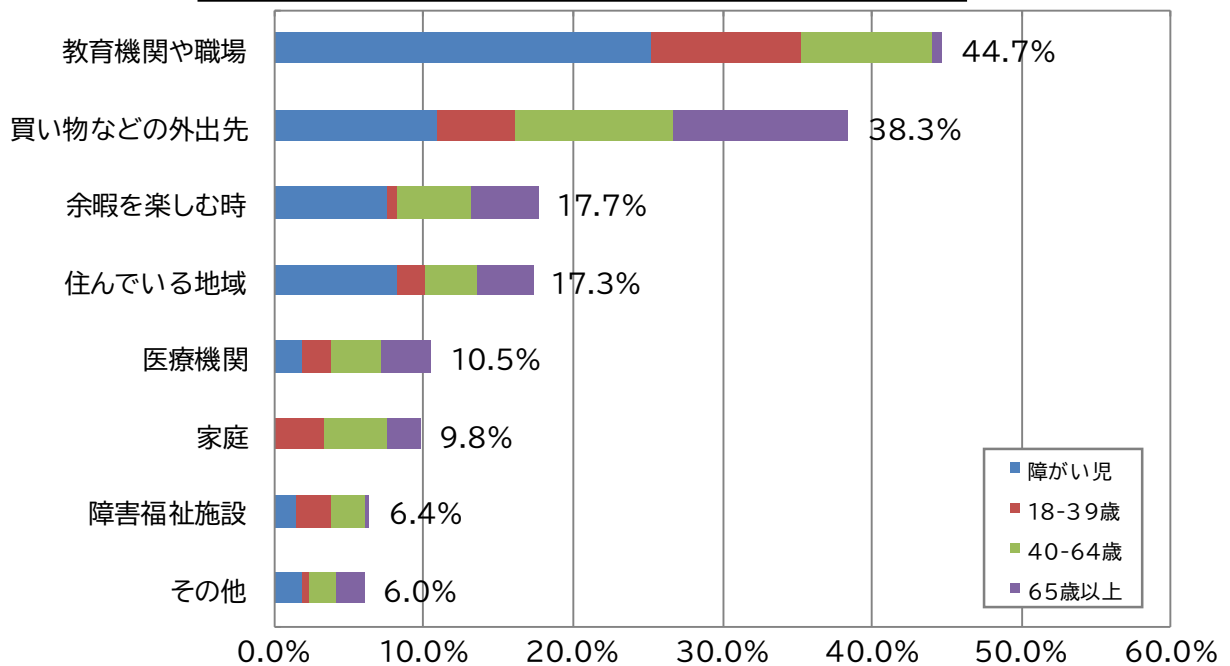


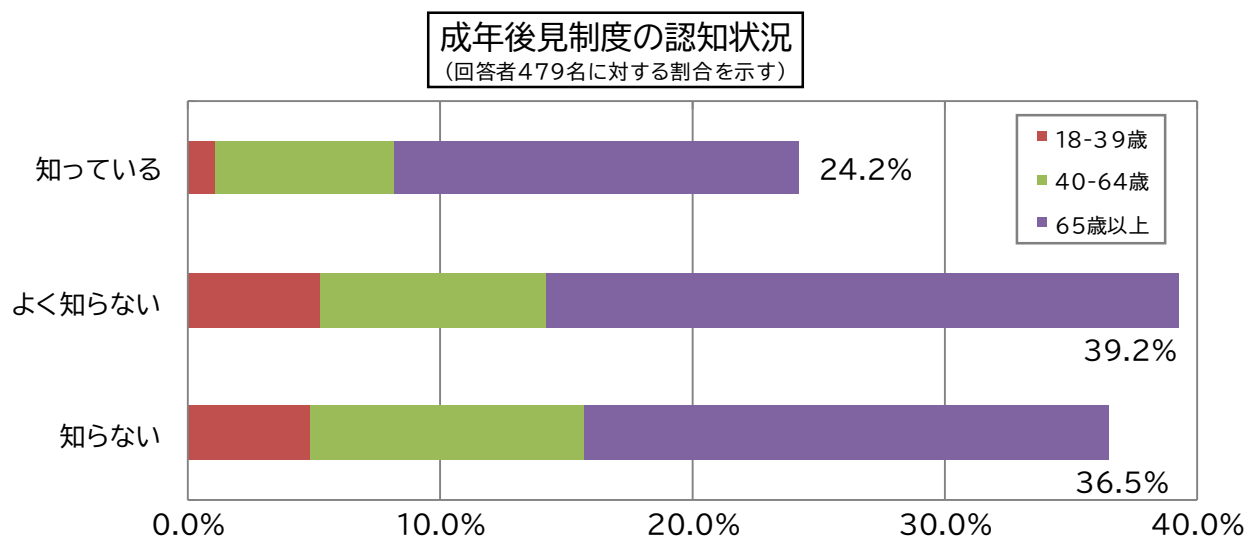
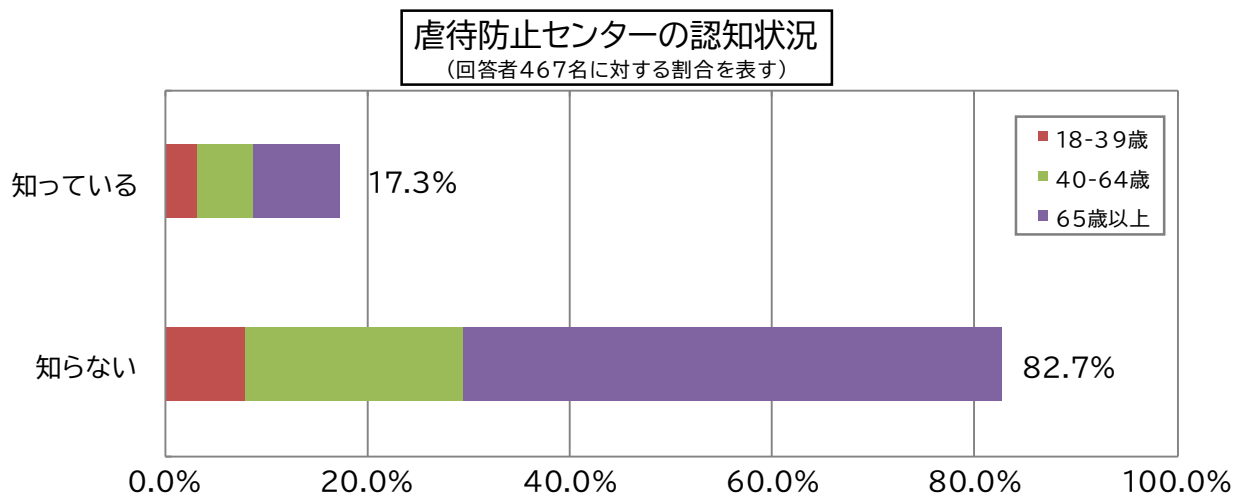
権利擁護について

障害を理由とした差別や嫌な思いの経験  
(回答者727名に対する割合を表す)



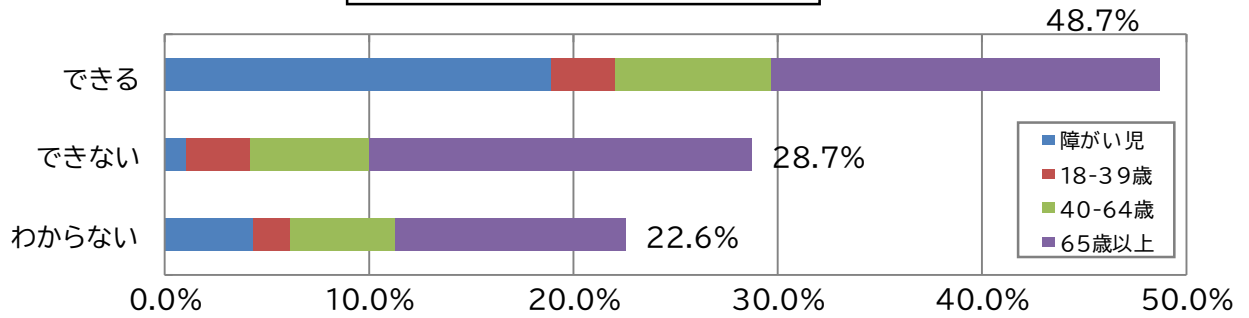
何処で差別や嫌な思いをしたか  
(複数回答のため差別を受けたことのあると答えた266名に対する割合を表す)



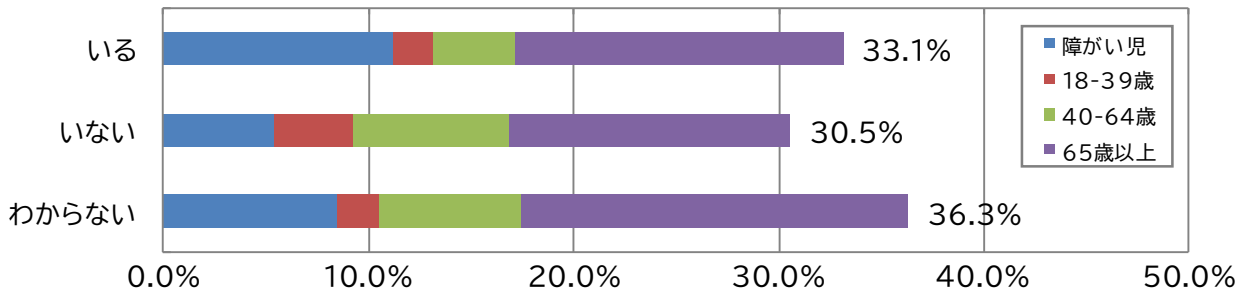


災害時の避難について

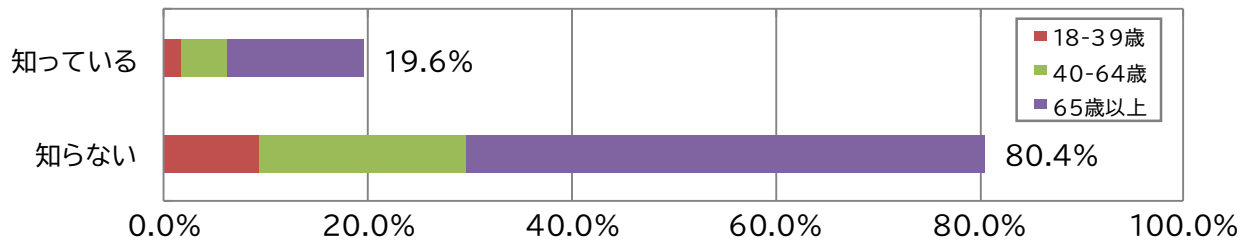
災害時に支援を受けずに避難できるか  
(回答者745名に対する割合を表す)



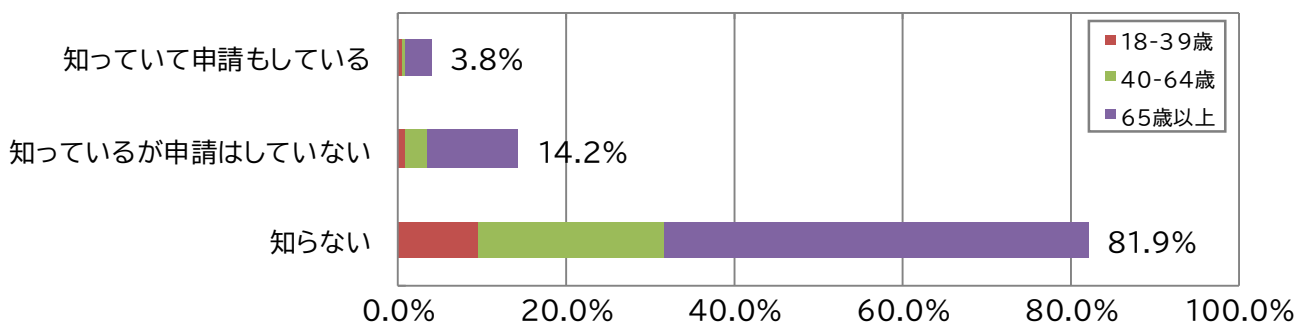
災害時に近所に支援者がいるか  
(回答者724名に対する割合を表す)



ぼうさい西いぶり  
(回答者537名に対する割合を表す)

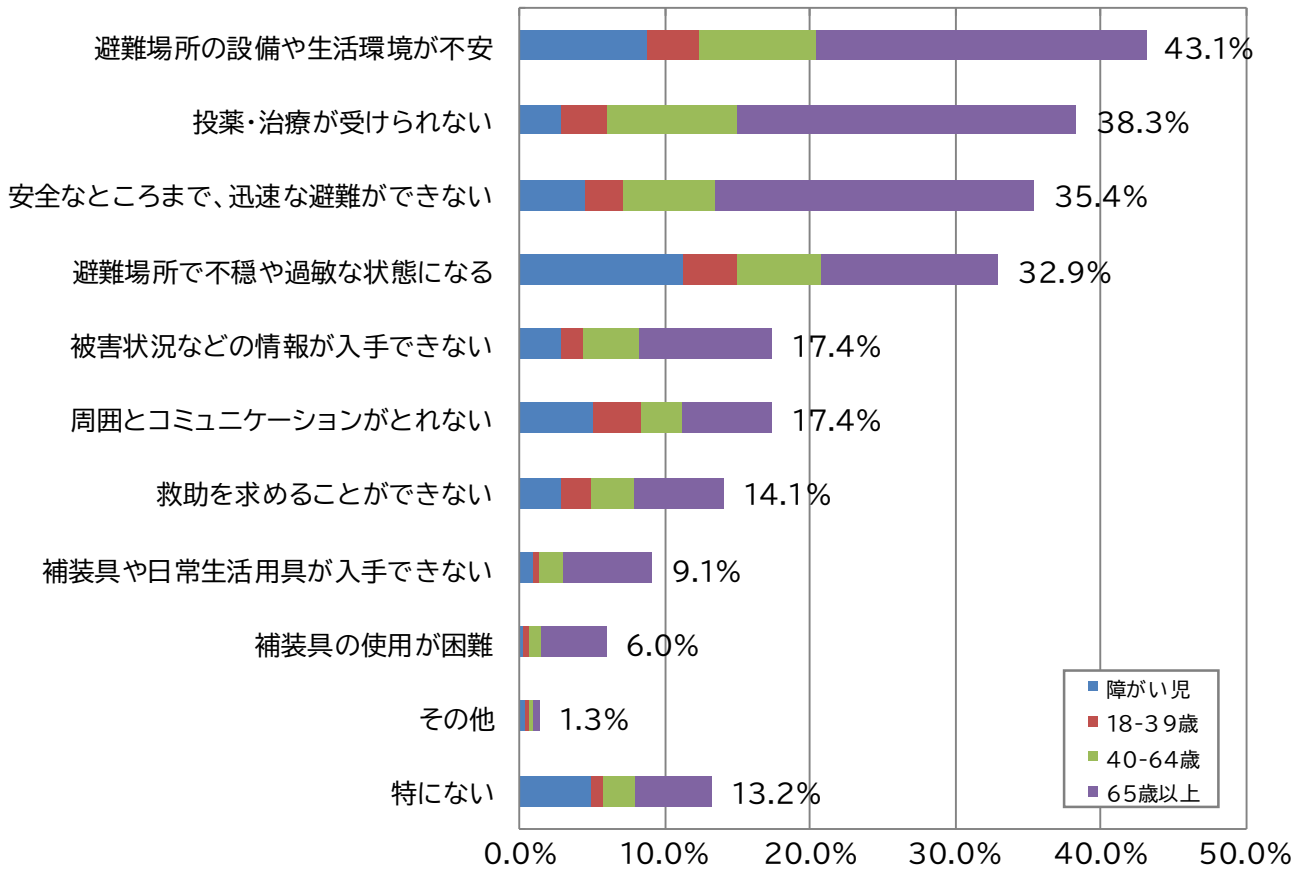


室蘭市避難行動要支援者プラン  
(回答者548名に対する割合を表す)



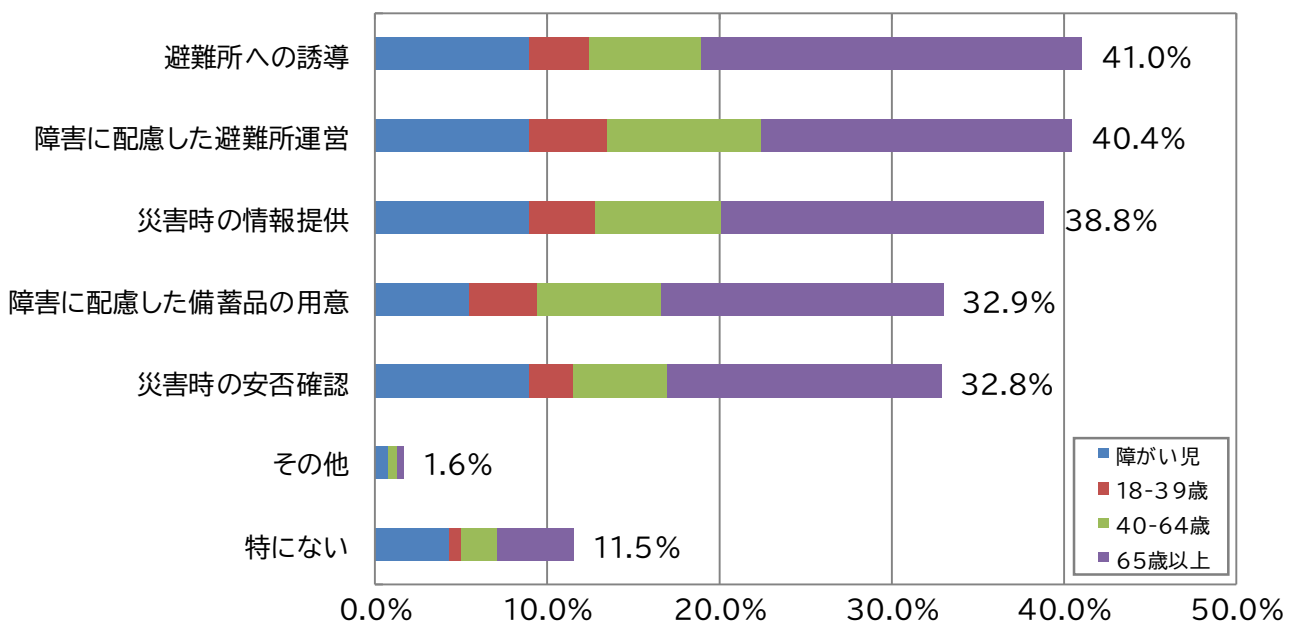
### 災害時に困ること

(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



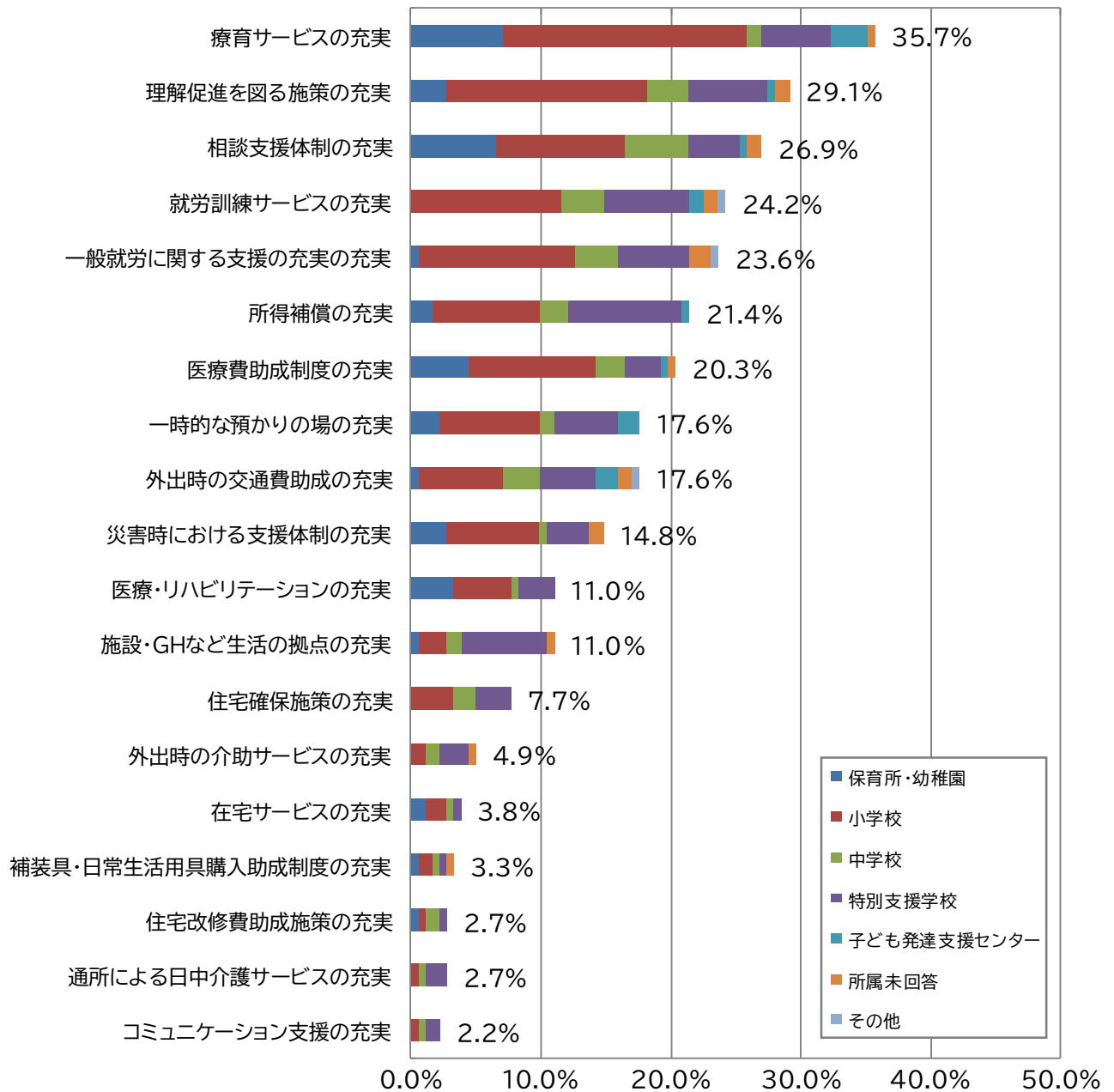
### 災害時に必要な支援体制

(複数回答のため回答者817名に対する割合を表す)



福祉施策全般について

本市が優先的に取り組むべきこと  
 (複数回答のため182名(障がい児の保護者等)に対する割合を表す)





## ○ 回答者から頂いたご意見

お寄せ頂いたご意見は、個人や法人・事業所等が特定される箇所を除き原文のまま掲載しています。

- 女性用の短期入所施設の充実、就労施設を増やしてほしい、家族の経済的、精神的負担の軽減。
- 放課後デイサービスを充実させてほしい。
- 発達支援の空きがない。発達障害の児童も一時預かりを利用しやすいよう体制を整えて頂けると助かります。
- ショートステイ事業所は複数の選択肢があればいいと思います。
- 卒業後通えそうな生活介護がないのは不安に感じています。このままだと卒業後、ほとんど自宅で過ごすことになりそうです。
- 療育を受けられず、本人への声かけなど気軽に相談できる専門職の方が居らず不安です。地域によって差が出ないように行政でのサービスをレベルの高いところに揃えてほしいです。
- 一般企業への就労先が今までよりも増えてほしいと思います。軽度重度にかかわらず受け入れ先の説明、納得をわかりやすく働きやすさを良くしてほしいと思う。
- 保育所、幼稚園～特別支援学級の間は、障がいの種類、度合いに応じて細やかな教育が施される一方、学校卒業後は手のひらを返すように働ける企業が皆無である。低賃金でいいので一般企業は障がい者に仕事を与えてほしい。少なくとも食事やトイレが1人ででき、環境の変化に適応できる位の知的障がい者であれば、何か仕事があるはずと思う。
- 義務教育の間は支援が充実しているかと思いますが、高校以上の教育にあたって明確に支援を必要とする者の為にどのような支援があるのか学校ごとに出してほしい。もしくは支援はしないのか等。特別支援の教育者はそれなりの知識があると思われるが普通級の教育者の中には理解していない者もいると思われる。
- 障害福祉サービスや行政の取組など自分で調べないと、もしくは調べてもわかりにくい物が多く、情報提供の方法もあまり良くない気がします。もっとオープンでいいと思います。
- 現在、療養サービスを受けているが、もう少し内容や担当の情報提供など充実させてほしい。実際、一緒に療育を受けている人がいることによって他の子にかかりきりになり、まったく相手にされていない時など不満に思うときがある。
- アンケートを活用してその後どう変わったか、こんな事が便利になったとかの情報提供があるとアンケートの意味が理解できると思います。障害と言ってもいろんな人達があります。一般の人達と変わらない生活が送れるように私達ももっと知るべきだと思います。
- 進学入学などの場合は親子ともに忙しくなるので、最新情報を書き加える事が出来れば、もっとスムーズになるのではないのでしょうか。定期的な電話相談など、もっと身近に情報がほしいです。
- 国の制度等が現実に合っていないくて事業所の大変さを感じます。手のかかる子ばかりなのに人員も不十分、放課後デイも利用していましたがルールが厳しいだけで楽しい場所ではなかった。

- この地域は発達障がいのある病院が市外の不便な所にあり、全ての人が車を持っているわけではない又は車を1台しかなく働いてる方が休みをとって連れて行かなきゃいけないので、タクシー代の支援や通院時の保障があれば、とても助かります。
- 特別児童扶養手当に所得制限があることが納得できません。障害がある事と親の収入がなぜ結びつくのでしょうか、国の制度だから市に言っても意味がないと思いますが、子供のために一生懸命働いて少しでもお金を残そうと思い頑張っているのですが放課後デイサービスも負担が4600円から3万円以上というのがよくわかりません。障害のある子供の親はフルタイムでは働いてはいけないのですか？という気持ちになります。もっと特別児童扶養手当を増やしてほしい。
- インソールが年1回のみ助成しか得られないのは経済的負担が大きいです。1足3万円かかるので、助成がなければインソールを止める方もいるのではないのでしょうか。子どもの年齢と成長に合わせた助成をしてほしい。
- 小学校までは何とかありますがグレーゾーンのポイントにある子供が、中学、高校、就職とどのような前例があるのか、どのような相談が出来る場所が本人が大きくなってから想像できません。状態が軽くても相談できたり頼る場所があるのか知りたいです。
- 相談窓口が1本化されていないため、どこに何を相談したら良いのか、フローチャートの様なものがほしいです。理想は1つの窓口ですべての情報が得られること。子連れであちこち相談に行くのは大変な方もたくさんいると思います。
- 保育所幼稚園及び教育機関と通所施設、保護者の3者が本人に対しての情報を共有し、連携できるようにしてほしい。
- アンケート調査の幅が大きすぎて解答に困る。障害の程度で解答が変わる物が多すぎて答えにくい。質問の内容がわからない所もあったので自分の判断で書いたところもあります。
- 補聴器を購入の際に前例がないということで助成対象になりませんでした。必要としている人が必要な時に助成が受けられなければ、その子の成長の妨げにもなるにではないかと思いました。前例がなければ見直しをしてほしい。
- 支援学級に「養護相当」の子は入れないようにしてほしい。適齢発達児との違いから、配慮が必要な子供が養護相当の子供に人手を取られ適切な支援が受けられなかった。
- スワンネットのようなどこを利用しても情報が共有されるような取り組みがあってもいいように思います。
- 学習障害が外観でわかりにくい障害だと思います。知恵遅れではないです。学校の先生たちがもう少し理解と対策をしてほしいです。
- 学校の先生の発達障がいに対するスキルが低すぎるので、もっとスキルアップを図ってほしい。小学校など、個人個人の個性を伸ばせる教育。
- 信号が見づらく音が鳴るのは助かります。バスは行き先が分かりづらいので音声をもっと高くして行き先を案内して欲しいです。衣類、食品など、もっと大きくわかりやすく金額を表示して欲しい。

- 障害の子はどこか変わった子に見えるのは仕方がないことですが、能力がない訳ではないのです。今、支援学級にいて、協力学級に出入りさせていますが、先生も生徒も全くなってないと思います。「色々な人がいる中で人の良い所は認め合い苦手な所は助け合う」という環境でなければ交流させる意味はありません。いじめにつながるなら、支援は支援組でやれば良いじゃないでしょうか？
- 見た目でわかりにくいグレーゾーンの子を持つ親として発達障害について学校でも指導すべき。差別、いじめは先生の見ていないところで起きています。行政と教育現場の連携を行い小学校低学年から、いじめや差別のない世の中にしていこうという教育をすべき。ヘルプマークの配布とそれを広める活動。いじめ、自殺ストップ、児童虐待SOSのチラシ配りも大切ですが発達障害について広く知ってもらうポスターや広告をもっと作り広めるべき。
- 聴覚障害者の事をもっと周りに理解してもらえたら生活しやすかったり人と人の関係がうまくいくと思う。
- 周りの人の理解がなく障がいのある人にとってとても住みにくい。もっと障がい福祉に力を入れてほしい。
- 障害者＝同じは絶対に無いという事を理解してほしい。1人1人個性も有り、癖も違うし健常者と同じです。障害者をひとまとめにしないで、こちらから選べるくらいグループホームなどを増やしてほしい。
- いじめや虐待は辛い。SOSを出したくても障害と言うリスクのため誰にも相談できない。いじめや虐待の無い地域に住みたい、何でも相談できる町にしてほしい。そうすれば自殺や飛び降り、リストカット等が少しでも減るかなと思う。
- 車いす生活者に対して適切なサービスが受けられないと感じる。デパートでトイレが車いすでの利用となると不便さがあるが我慢する。理解度が低いのか障害を持つ人に対して白い目で見られるような態度が目立つ。
- ボランティアも介助も無いところがほとんどで病院の出入り口がスロープになっていても院内が足や目が不自由な人の事を考えていない所もある。杖を落ちないようにする器具、カバンを仮置する棚などがちゃんと設置されていれば置き引きなど被害に合わないのではないかなと思う。
- 災害時、停電した際の人工呼吸器や透析を行っている方の治療がどのようになるのか情報サービスがほしい、又、蓄電器を購入する場合の補助を検討してほしい。
- 高齢で障害があるので避難時補助が必要です。避難先が遠すぎて行けない、移動手段がない。
- 軽度の障害者について経済的支援や就労などをもっとより良くなるようにして欲しい。就職先が少ない。
- 障害者の雇用の幅を広げて欲しい。非常勤などでは無く経済的にも安定な職を提供出来るような支援力があればいいです。そして配慮のある職場への指向をお願いしたい。

- このアンケートは重度の障害に片寄していると思う。中、軽度の障害者は就労したくてもなかなかないし、私は現在、契約職員となっているのでその先が不安。年数の縛りがなくなれば安心なのですが勤めてから1年半経ちますが、ずっと不安です。
- 行政側からサービスのお知らせ等がほとんど無く、自分で見つけられない限りどんなものがあるか全くわからない。コミュニティーも積極的に自分から行ける方は良いのかもしれませんが 提案やお知らせ等があると参加するきっかけが出来るのでは？と思うことがある。少し孤立してしまう人が自分以外にもいるのでは？と思うことがある。
- 障害福祉サービスについての情報が少ない、もっとネットや広告などで情報を広げてほしい。また精神、身体障害者手帳で受けられるサービスをわかりやすく情報を提供してほしい。
- 障害福祉サービスや行政の取組についてどんなサービスが行われているか全くわからない。市政だよりも少し記載する、障害者宅に「年間取組一覧」を送付する等の発信をしてほしい。
- JRやバスの運賃について精神障害者福祉手帳を持っている人も割引を受けられるよう国に働きかけて欲しい。
- タクシーチケットについて、移動手段がタクシーなどに限られている場合1区間分などで利用出来るようにして欲しい。自己負担が大きくなるのであげて欲しい。
- 日本の障害福祉サービスは健常者と障害者の差を埋める事はある程度出来てますが、障害者と別の障害者との間にある物をなくす制度が全く整っていません。特に精神障害者手帳を受給した発達障害者に対する取組や制度はもはや国が偏見差別を助長させているを言っても過言ではない程あまりにもずさんで酷すぎます。
- 相談する所がわからなかった。障害者も話しやすいもっと明確な相談窓口、職場でのパワハラ、セクハラ等に特化した相談窓口を作ってほしい。
- 生活保護のことや自立を考えた一人暮らしを相談したいが、どこの誰に相談をすればいいのかわからないです。そして障害がないグレーゾーンの人でも利用出来るサービスまたは一人暮らしをサポートしてくれる物があれば良いなと思います。
- インフルエンザ予防接種も障害者も高齢者同様、優先的に受けられる様に配慮をお願いします。
- 今はコロナにいつ感染するか分かりません。意思疎通が難しい障害者は自分の症状を伝えることが出来ないのでPCR検査などスムーズに受ける事が出来るように今のうちに体制を整えてほしいです。
- 収入が少なくなるので通院などに便利な市営住宅に入りやすいようにしてほしい。厚生年金をもらえる様になっても障害者年金はほしい。厚生年金をもらっても病院にはかかるので生活が苦しくなる。
- 高速道路の料金所での手帳確認はやめて欲しい。
- 障害者手帳をカード化してほしい。
- バスについてバス停の場所などが変わり遠くなり行くまでが困難、帰宅が夜遅くなった場合の本数が少ない事が不便。

- 新型コロナで外に出なくなり疲れやすくなり身体が怠い。プールは入江町に1つで市内からでも遠い、屋内や屋外でもゲートボールや近い軽い運動が出来るところがあり、市でいつでも自由に使える場所があれば、行って楽しみたい。足、腰が動けるうちにゲートボールや老人も楽しめる場所を教えてください。
- 今回のアンケートは難しい言葉が多く、本人だけでは解答できないものが多かった。全体的に簡単にしてほしい。虐待についての問いは意味がわかりにくかった。
- 障害は誰にでもやってくるものだと感じております。担当される方は是非、障害を自分で体感し仕事をされる事を希望します。
- 民生委員の方ともコミュニケーションをとっていきたいと思う。
- ベッドから起きられないくらい体調が悪いのに除外指定車標章申請時、警察署より「本人を連れてくるように」と強く言われた。警官が本人確認のために自宅に訪問してくれる柔軟な対応はしてもらえないのか？
- パーソナリティ障害の人専門に扱う事業所を作って他の障害のある方と分けた方が良いのではと思います。
- 厚労省による就労支援B型に対する制度のあり方が良くない。年平均工賃額によって補助金に支給額を上下させるシステムは障害者就労事業所を利益優先とかき立ててしまい、本来の福祉的ケアがスタッフの多忙も重なって十分に受けられない現状がある。また障害への理解も乏しい。福祉施設においても障害をマイナスとしかとらえていない。障害とどう各々が上手に付き合い、障害への理解が福祉や社会を豊かにする可能性を持っていることをお互い考え意見交換する機会が少ない。

## 市内障害福祉サービス等提供法人への調査結果について

ご回答いただいたご意見のうち主なものを、法人名が特定されない範囲に限定して掲載しています。

### ○ 日中活動や住まいの場、地域生活支援拠点についてのご意見

- 共生型施設の推進
- グループホームやコレクティブハウジングを整備しやすくするために開設時・開設後の援助支援
- 地域生活支援拠点の機能として、不登校児や高齢者の居場所、学習支援の機能があればいい  
(拠点で難しければ、事業所に助成し事業所の一画に設置する方法はどうか)
- 地域生活支援拠点の開示情報として、施設の空き状況以外にも施設設備や職員配置等の情報登録
- 地域住民への情報提供
- 地域生活支援拠点コーディネーター担当職員の明確化
- 体験利用の推進と利用対象者の明確化
- 養護学校卒業生の地域での生活や就労場所を含む環境整備についての検討会議

### ○ 一般就労、福祉的就労、優先調達等についてのご意見

- 室蘭市としての通所施設授産品の共同受注窓口の仕組みをつくるのであれば連携したい
- 事業所と企業をつないで職業体験できる機会を設けるなど、放課後等デイサービス利用児童の卒業後を見越し、児童の段階から就労を視野に入れた支援体制の構築
- 市や公共機関はもっと授産製品の調達に注力してほしい
- 利用者支援と工賃向上の両方を実現するための難しさ
- 施設外就労の課題として人員確保（職員も利用者どちらも）と業務の内容（個々の利用者にあったもの）
- 一般就労促進のため、就労移行支援事業所の充実
- 障害者を雇用する企業への支援の強化
- 企業の障害者雇用の理解不足、ジョブコーチの不足
- 一般就労へ移行する際、職場への定着支援等行っているが、現在の人員配置基準ではフォローに限界あり
- 就労継続支援B型事業所に一般就労支援員やハローワークと積極的に連携する職員を配置、専門職員の確保
- 就労継続支援B型事業に一般就労達成目標の設定
- 施設外就労場所の確保支援、トライアル雇用実施企業開拓支援

## ○ 精神障害者の地域生活、長期入院者の減少や早期退院等についてのご意見

- 地域生活の場と働く場の確保が必要
- 事業所や地域で協力し、勉強会や交流会を開催する等地域で支える仕組みが必要
- 早期支援のため地域に福祉推進員や地域福祉コーディネーターの配置が必要
- グループホームや単身用アパート、市営住居等の確保
- 当事者参加型会議の企画とピアサポーターの育成
- 精神科病院の見える化（長期入院調査や地域移行研修の開催等）
- 相談支援事業所のリーフレット等を病院等に配布し、患者が情報収集できる様にする

## ○ 障害児支援等についてのご意見

- 他市デイに頼らず市内事業所を希望どおり利用できることが望ましい
- 障害に理解のある地域を作るために、地域や児童クラブとの交流が必要
- 学校の担任やコーディネーターの先生によって連携の差があることが課題
- 法では重度の子ばかりに目を向けられているがグレーゾーンの子に対する支援も必要である
- 放課後等デイサービスについては、早い者勝ち的な利用をやめ、本当に必要な人が適正に利用できるよう利用量の整備が行われることが望ましい
- 子育て世代包括支援センター、教育機関、児童相談所等の連携強化
- ライフステージに応じた継続的支援体制の強化（医療・福祉・教育・行政交えた協議の場の設定）
- 不登校障がい児の日中活動の場として、放課後等デイサービスの活用範囲の拡大
- 支援を必要とする障害児の障害種別、年齢層、人数、これらがどの程度の規模でニーズが必要か等の基礎的な現状の把握が必要

## ○ その他のご意見

- 心のバリアフリー化を目指すことが求められている
- 重度の精神障害者等の困難事例が増加している
- 有資格者の求人が困難







室蘭市民憲章  
(昭和47年8月1日制定)

わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。

室蘭市いきいき明るい福祉都市宣言

(平成6年3月31日制定)

わたしたちは、心身ともに健康でやすらぎのある生活をおくれるまちが願いです。

市民一人ひとり、すすんで自らの健康を保ち、明るくうれしいのある家庭をつくり、互いに尊重し思いやりのある心をもち積極的に社会参加をし、ふれあいとあたたかい地域社会をめざして、だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくりにつとめます。

ここに、室蘭市を「いきいき明るい福祉都市」とすることを宣言します。

第3期室蘭市障がい者支援計画  
令和3年3月

発行 室蘭市保健福祉部障害福祉課

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

電話 0143-25-1155

ファクス 0143-25-1166

メールアドレス syougai@city.muroran.lg.jp

ホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp>

